

学校安全計画例（幼稚園）

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで何として記載したものです。各園において、それぞれの教育目標や幼児の実態を踏まえて、幼稚園教育要領をもとに必要な内容を記載してください。

月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2・3
生活安全	<ul style="list-style-type: none"> 園内の安全な生活の仕方 遊びの場や道具（固定遊具を含む）、用具の使い方・小動物のかかわり方 困ったときの対応の仕方 ※5歳児：新しく使える遊具や用具、場所の使い方 ○子供110番の家 	<ul style="list-style-type: none"> 園内の安全な生活の仕方 生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方（いす、はさみ、ステープラー、スコップ、箸等） けがや不調などの対応 小動物の世話の仕方 通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束 ○集団で行動するときの約束 一人で行動しない 	<ul style="list-style-type: none"> 雨の日の安全な生活の仕方 雨具の扱い方、始末の仕方 廊下、室内は走らない 水遊びのきまりや約束 準備体操 プールでの約束 ○家に帰ってから 知らない人についていけない 「いかのおすし」の約束を知る 	<ul style="list-style-type: none"> 水遊びのきまりや約束 準備体操 プールでの約束 ○戸外で体を十分動かし遊ぶ ○集団で行動するときの約束 集合の合図・友達への参行 	<ul style="list-style-type: none"> 生活のリズムを整えて安全な生活 登降園時の約束、用具・用具、固定遊具の安全な使い方 ○水遊びのきまりや約束 準備体操 プールでの約束 ○戸外で体を十分動かし遊ぶ ○集団で行動するときの約束 教職員の指示を聞き、自分から気を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ボール（蹴る、投げる等）の遊び方 綱跳びの縄の扱い ※5歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 教職員の指示を聞き、自分から気を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 体を動かして遊ぶ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○危険につながる服装 ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○冬季休業中の生活について（安全で楽しい過ごし方） 	<ul style="list-style-type: none"> 進んで体を動かし、安全で活発な行動 室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりを自分から気付き、守る ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の身の回りの安全に自ら気付き、判断し行動する ○担任以外の教職員の指示 ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方 	
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> 安全な登降園の仕方 初歩的な交通安全の約束（親子で手をつなぐ） ○自転車登降園での約束 ○園外保育での安全な歩き方 遊ぶ、間隔を空けない等 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の安全な歩き方 標識、標示（とまれ、等）の意味 安全確認（両足をそろえる、左右を見る）の仕方 ○親子路上安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> 雨の日の安全な歩行の仕方 傘の持ち方 ○園外保育での安全な歩き方 ○乗り物に関する約束 車中での過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全に関する約束を再確認 飛び出し 道路では遊ばない 自転車に乗るとき約束（保護者の付き添い） ○自動車の前後の横断 	<ul style="list-style-type: none"> 遠足・園外保育で交通安全の約束 道の端を歩く ふぶきながら歩かない 	<ul style="list-style-type: none"> 信号の正しい見方 点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 安全な登降園の仕方、自転車の乗り降り、道路の渡り方 ○バスの中の安全な過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> 登降園時、園外保育・遠足の交通ルールを自分から気を付け、守る 自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な状況、場面での交通ルール 道路の横断 ○駐車中の自動車の前後の横断 信号が点滅しているときの行動の仕方など 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な状況、場面での自分で判断する 自分の耳と目で確かめる習慣 ○交通量の多い道路での歩行、横断 ○寒い日の安全な歩き方 ○雪や凍結している道の安全な歩行 ○寒い日の安全な身支度 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全のために、自分で判断して行動する ※5歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
災害安全	<ul style="list-style-type: none"> 避難（防災）訓練の意味や必要性 教職員など大人の指示に従う 避難の仕方 避難訓練の合図（サイレン、放送・緊急地震速報等） 「おかしも」の約束 防災頭巾等のかぶり方 	<ul style="list-style-type: none"> （火災：サイレン、放送で伝達） ※3・4歳児：集合場面 火災時は靴を履きかえない ※5歳児：自由に活動している場面 教職員の指示を聞いたの避難 	<ul style="list-style-type: none"> （地震：サイレン、放送、緊急地震速報で伝達） 地震のときの避難の仕方 頭を守る 机の下に潜り、脚を持つ 避難時は靴を履き（火災と同様に上履きでの避難） 「おかしも」の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> （火災：火災報知機・放送で伝達） 放送・教職員の指示を聞き、避難 非常用消火器で避難 ハンカチを鼻、口に当てる 煙が発生した場合は低くして避難 持っているものは置いて避難 	<ul style="list-style-type: none"> （地震・警戒宣言発令） ○大地震が起きたときの避難の仕方（幼・中合同訓練） 保育室にて保護者の引渡し訓練（保護者も参加） 家庭で地震が起こった場合の対処の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> （火災：肉声で通報） 「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ○大きな揺れが続いているとき 頭を守る、危険のない場所 指示があるまで動かない等 ※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作（親子で体験） 	<ul style="list-style-type: none"> （地震・津波：サイレン、放送で伝達） ○大きな揺れが続いているとき 頭を守る、危険のない場所 指示があるまで動かない等 ※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作（親子で体験） 	<ul style="list-style-type: none"> （火災：園児に予告なし） ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 火災の怖さ、火事発見時の適切な行動 	<ul style="list-style-type: none"> （地震・火災：幼児・教職員ともに予告なし） ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方 	
行事	入園式	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	終業式 夏祭り 夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足	運動会園外保育 園外保育・遠足（バス）	園外保育・遠足	終業式 冬季休業日	始業式 園外保育（風上げ）	終業式
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検表の作成 園内外の環境の点検、整備、清掃 ○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 園外保育・遠足等の目的地の実地踏査 ○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫 ○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防のための冷房や換気の活用 ○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り ○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 園外保育・遠足を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○電車を使った遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査 	<ul style="list-style-type: none"> ○暖房設備の点検、使用するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練（消防署の指導） ○積雪時の園庭、園舎の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の防災組織等の再編成 	
学校安全に関する組織活動（研修を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡（登降園の仕方、園見引渡し、出欠の連絡、けがや病気に関する連絡方法、災害時の対応） ○通園状況の把握 ○春の交通安全運動 ○遊具の安全点検の仕方に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ○斉メールを使った練習 ○路上での実際指導 ○光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方 ○心肺蘇生法（AEDを含む）の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 水遊びのための健康管理 夏の日での必要な安全（雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮） ○登降園時の落雷や集中豪雨等の自然災害への対応 ○幼児の交通事故の現状（警察署から講義） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 警察署より交通安全及び防犯（誘拐）について講話 ○夏季休業中の過ごし方（健康な生活、読書、台風などの気象災害への対応） ○地域が行っている防犯パトロールについての情報交換 ○不審者との具体的な対応の仕方やいろいろな道具の使い方（警察署から実際指導） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 連園路を見直し、安全な通園路、危険な場所の確認 生活リズムの調整、園児の十分な配慮 ○避難に関する情報 ○今時の避難行動、取り訓練 ○台風等の暴風雨時対応について ○秋の交通安全運動 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 ○戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼（ノー自転車デー） ○警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力 ○消火、通報訓練（消防署による指導） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 冬休み中の健康で安全な生活について ○年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ○降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで周知 就学に向けての心構え（危険な道路、場所、安全な交通行動等に関する指導） ○休み中の生活、園内事故等発生状況と安全措置に関する研修 	

学校安全計画例 (小学校)

※学級活動の欄 ○…1 単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえたうえで、学習指導要領をもとに必要な内容を記載してください。

項目	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点	通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	乗り物の乗り降りやけがをしないように運動をしよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守るよう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようしよう
道徳	規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗朗快	思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
生活	・道具の正しい使い方 ・校内探検 ・廊下の歩き方、安全な校内での過ごし方	・道域巡り、野外観察の交通安全 ・活動に使用する用具等の安全な使い方	・通学路の様子、安全を守っている人々の働き	・虫探し・お店探検時の交通安全	・はさみの使い方	・竹ひご、つまようじ、きりの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、スチープラの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
社会	・我が国の国土と自然環境(5)	・地域域の安全を守る働き(消防署や警察署)(3)	・自然災害と人々を守る行政の働き(4)	・地域に起こる自然災害と日頃の備え(4)	・国土の保全と国民生活(自然条件と災害の種類や発生の位置や時期)(5)	・自然災害からの復旧・復興(6)					
理科	・天気の変化 ・ガスバーナーの使い方など正しい加熱、燃焼や気体の発生実験	・カバーガラス、スライドガラス、プラスチックなどガラス実験器具の使い方	・雨水の行方と地面の様子 ・実験・観察器具の正しい使い方	・夜間観察の安全	・天気の変化と災害	・薬品の正しい使用・管理・廃棄 ・流れる水の働き ・河川の働きと水害 ・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・土地のつくりと変化(地震・津波・火山活動と災害) ・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・夜間観察の安全	・試験管、ピーカー、プラスチック、ガラス管の使い方		
国工	・ハサミ・カッター・ナイフ・糸のこぎり・金づち・釘抜き・彫刻刀	・ペンチ等の用具、針金・竹ひご・細木	接着剤・ニス等の造形活動で使用する材料や用具等の安全な扱い方								
家庭	・針、はさみの使い方 ・用具の個数確認	・アイロン等の熱源用具の安全な取扱い	・食品の取扱い方	・包丁の使い方 ・調理台の整理整頓	・実習時の安全な服装	・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
体育	・固定施設の使用 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・鉄棒運動の安全		・用具操作の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
総合的な学習の時間	「○○大好き～町たんけん」(3年)「交通安全ポスターづくり」(4年)					「安全マップづくり」(5年)「社会の一員として活動しよう」(6年)					
低学年	・通学路の確認 ○安全な登下校 ・安全な給食配膳 ・子供110番の家の場所	・休み時間の約束 ○防犯避難訓練への参加の仕方 ・遠足時の安全 ・運動時の約束	・雨天時の約束 ○プールの約束 ・誘拐から身を守る	・夏休みの約束 ○自転車乗車時の約束 ・落雷の危険	○校庭や屋上の使用のきまり ・運動時の約束	○乗り物の安全な乗り降り ・安全な登下校 ・廊下の安全な歩行の仕方	○誘拐防止教室 ・安全な登下校	安全な服装 ○冬休みの安全な過ごし方	○「おかしも」の約束 ・危ないものを見つけたとき	○身近な道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ○けがをしないために
中学年	・通学路の確認 ○安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・誘拐の起こる場所	・休み時間の安全 ○防犯避難訓練への積極的な参加 ・遠足時の安全 ・運動時の約束 ○防犯教室(3年生)	・雨天時の安全な過ごし方 ○安全なプールの利用の仕方 ・防犯にかかわる人たち	・夏休みの安全な過ごし方 ・自転車乗車時のきまり ・落雷の危険	○校庭や屋上の使用のきまり ・運動時の安全な服装	○車内での安全な過ごし方 ・校庭・遊具の安全な遊び方	○校庭や屋上の使用のきまり ・安全な登下校	○冬休みの安全な過ごし方 ・凍結路の安全な歩き方	○「おかしも」の約束 ○安全な身支度	○自転車に関係のある道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ○けがをしやすいつ間と場所
高学年	・通学路の確認 ○安全な登下校 ・安全な委員会活動 ・交通安全から身を守る ○身の回りの犯罪	・休み時間の事故とけが ○防犯避難訓練の意義 ・交通機関利用時の安全	・雨天時の事故とけが ○救命法と着衣泳 ・自分自身で身を守る ○防犯教室(4、5、6年生)	・夏休みの事故と防止策 ・自転車の点検と整備の仕方 ・落雷の危険	○校庭や屋上で起こる事故の防止策 ・運動時の事故とけが	○乗車時の事故とけが ・校庭・遊具の安全な点検	○校庭や屋上で起こる事故の防止策 ・安全な登下校	○冬休み中の事故やけが ・凍結路の安全な歩き方	○災害時の携行品 ・安全な身支度、衣服の調節	○交通ルール ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ○けがの種類と応急処置
児童会活動等	・新1年生を迎える会	・児童集会 ・クラブ活動、委員会 ・活動開始		・児童集会 ・地域児童会集会			・児童集会				
主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・避難訓練(不審者)	・自然教室 ・集団下校訓練(大雨等) ・プール開き	・児童集会 ・地域児童会集会	・交通安全運動 ・総合防災訓練(地震一引渡し)	・修学旅行	・収穫祭、音楽発表会	・避難訓練(火災)	・学習発表会	・ありがとう集会 ・(地域の見守り隊等) ・避難訓練(地震)	・卒業式
安全管理	対人管理	・安全な通学路の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・プールでの安全のきまりの確認	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
対物管理	・通学路の安全確認 ・避難経路の確認 ・安全点検計画	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏休み休業前や夏休み休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上等校舎外の整備	・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
学校安全に関する組織活動(保護者、地域、関係機関等との連携)	・登下校時、春の交通安全運動期間の街頭指導(保護者等との連携)	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール意見交換会	・登下校時、秋の交通安全運動期間の街頭指導(地域パトロール(保護者等との連携))	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール意見交換会	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
研修	・通学路の状況と安全上の課題 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制マニュアルの点検)	・熱中症予防と発生時の対応 ・安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの考え方	・応急手当(止血等、心肺蘇生とAEDを含む)研修(P.T.Aと連携)	・道具等の安全点検方法等	・防災に関する研修(訓練時)	・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・学校安全における先進的な実践校の視察	・防災に関する研修(訓練時)	・各種訓練結果の検証と各マニュアルの見直し	・災害共済給付、交通事故の事例等から指導のポイント分析	・安全教育の指導計画作成に向けた考え方の

学校安全計画例（高等学校）

※ホームルーム活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

…短い時間の指導

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえたうえで、学習指導要領をもとに必要な内容を記載してください。

項目	月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3	
		安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全	交通道德の理解	安全な行動	事故災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活	
安 全 教 育	地理歴史・公民		・(地)世界の地形・気候と自然災害	・(地)地域の自然環境の特色と自然災害		・(地)ハザードマップと自然災害への備え		・(公)防災情報の理解と活用	・(地)地球の内部・大気・海洋に関する理解	・(地)持続可能な地域づくり			
	理科	・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・(科)自然観察と自然災害 ・(地)自然の恵恩と自然災害	・(地)火山活動と地震		・(地)日本に見られる気象現象の特徴、災害の予測と防災		・(物)電気器具の取扱い上の注意	・(物)放射線に関する知識・理解	・(地)身近な自然環境と自然災害			
	保健体育	・体育施設・用具の安全点検	・(保)安全な交通行動と事故防止	・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・(保)応急手当		・(保)犯罪被害の防止		・(保)健康と運動 ・体育大会の事故防止	・体力について	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全	・(保)交通事故の補償と責任	・体育施設・用具の安全点検	
	家庭							・安全に配慮した衣生活(被服の管理、目的に応じた着装)		・防災などの安全に配慮した住居の機能、住生活や住環境の工夫			
	実験・実習を伴う科目	・施設器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備						化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
	総合的な探究の時間	〈学習活動例〉テーマ「地域の安全と防災」 防災ホームページの閲覧、災害の種類と対応(防災壁新聞・ポスター・パンフレット作成)、東日本大震災について、総合探究のまとめ						ボランティア活動体験、地域ハザードマップについて、災害時における応急救護実習、非常食の作り方実習、防災関連施設の見学、今年度					
	1年ホームルーム活動	◎高校に入学して、通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 部活動や休憩時の安全 ・自転車の構造と点検整備	◎通学路上に潜む危険 (防犯を含む) ・雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ・野外活動の安全 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎歩行者の安全と交通環境 ・通学路の安全	◎事故災害時の応急手当 ・体育大会の安全	◎自転車加害事故の責任 ・火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当	◎幼児と老人の心理と行動 ・危険の予測 ・地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ・今年度活動の評価とまとめ	
	2年ホームルーム活動	◎2年生になって、通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特徴 ・部活動と健康管理 ・自転車の安全な利用	◎地震と安全 ・雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ・野外活動の安全 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎交差点に潜む危険 ・通学路の安全	◎修学旅行の安全 ・体育大会の安全	◎危険予測訓練 ・火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎休業日の交通事故防止 ・規律正しい生活 ・避域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ・今年度活動の評価とまとめ	
	3年ホームルーム活動	◎3年生になって、通学時の安全 ・防災体制の確立 ・犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ・安全意識と行動 ・自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動 ◎地震と安全 ・雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全 (防犯を含む) ・野外活動の安全 ・落雷の危険	◎地震災害対策 ・避難訓練の課題と改善 ◎交通事故の対応と応急手当 ・通学路の安全	◎事故災害時の応急手当 ・体育大会の安全 ・地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ・火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ・校内マラソン大会の安全 ・冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎家庭学習について ・規律正しい生活	◎卒業に当たって ・今年度活動の評価とまとめ	
	主な学校行事	・交通安全運動への参加 ・定期健康診断 ・1年生オリエンテーション	・学校保健安全委員会 ・遠足 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・3年生生徒指導集会	・避難訓練(火災) ・高校総体 ・保健委員会 ・2年生生徒指導集会	・終業式 ・避難訓練(防犯) (防犯教室も実施) ・文化祭 ・文化祭実行委員会	・始業式 ・避難訓練(地震) ・文化祭 ・文化祭実行委員会	・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室 ・避難訓練 (生徒の企画)	・校内マラソン大会 ・避難訓練(火災) ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式	・学校保健委員会 ・1、2年生(生徒指導集会) ・校内意見発表会	・卒業式 ・終業式 ・春休みの諸注意	
個別指導	・自転車、バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導 ・生徒指導全体集会	・校外指導 ・自転車、バイクの乗技指導 ・免許取得指導	・自転車、バイクの点検 ・新規免許取得者指導	・校外巡視	・第2回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の指導 ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入社前指導	・校外巡視 ・バイク免許取得の指導		
部活動	・新入部員オリエンテーション	・用具の点検・整備	・部活動部長会	・救急法講習会 ・合唱・遠征の安全	・用具の点検・整備	・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習			
生徒会活動	・新入生オリエンテーション	・壮行会	・保健委員会 (交通安全アンケート)	・球技大会	・文化祭への準備 (交通安全実習調査)	・体育大会 ・保健委員会 (避難訓練の企画)	・保健委員会	・球技大会	・保健委員会	・3年生を送る会			
安 全 管 理	対人管理	・通学状況調査と登下校指導 ・救急体制の確立 ・下宿、アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底	・長期休業前生活指導 ・大掃除の安全確認	・防災対策の徹底 ・通学路の見直し ・防災避難訓練の徹底 ・授業時の安全管理 ・点検	・修学旅行の安全対策 ・体育大会の安全対策 ・事故災害時の応急手当の徹底	・文化祭の安全対策 ・避難訓練の徹底	・校内マラソン大会の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策	・暖房の取扱い	・交通規則の徹底	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・長期休業前生活指導 ・本年度の事故発生 のまとめ	
	対物管理	・安全点検整備(施設設備、通学路) ・自転車置場施設 ・防災設備の点検整備 ・自家用電気工作物保安点検	・安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・運動器具 ・環境整備美化作業 ・毒物劇物の適正な管理等について	・安全点検整備(プール、体育館、格技場、部室、運動器具)	・安全点検整備(校庭、学校全般)	・安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設・設備の点検整備	・安全点検整備(体育館、部室、運動器具)	・安全点検整備(校庭)・ストーブの取扱い ・毒物劇物危害防止対策点検	・安全点検整備(普通・特別教室、実習実習器具) ・防災施設・設備の点検整備	・安全点検整備(体育館、部室、運動器具) ・火気器具の安全点検	・安全点検整備(施設、設備) ・火気器具の安全点検	・安全点検整備の評価 ・次年度の計画立案 ・生徒用具・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備	
	学校安全に関する組織活動(研修を含む)	・春の交通安全運動 ・交通街頭指導 ・中高連絡会 ・職員研修(危機管理体創、心肺蘇生とAED)	・PTA総会(危機管理マニュアルの周知) ・保護者会 ・教職員研修(熱中症の予防) ・学校安全委員会 (安全に関する連携会議)	・保護者面談 ・PTA委員会 ・教職員研修(熱中症の予防)	・生徒指導協議会(学校警察連絡協議会) ・校外指導・危険箇所巡視 ・教職員研修(SNS、犯罪被害)	・国民防災の日の啓発活動への参加(総合防災訓練等) ・秋の交通安全運動 ・教職員研修(自然災害と避難所協力)	・中高連絡会 ・学校安全委員会 ・計画訪問による理科薬品等の適正な管理点検	・保護者面談週回 ・安全に関する広報活動 ・交通安全に関する研修(法令等改正、自転車等安全利用に関する指導方法等)	・交通街頭指導 ・生徒指導協議会(学校警察連絡協議会) ・年末の交通安全運動	・交通街頭指導 ・PTA委員会 ・学校安全委員会 ・教職員研修(防災)	・学校評価委員会(学校安全の取組に関する評価) ・校内、交通事故等発生状況の分析と対策の検討	・今年度活動の評価と次年度の計画立案	

学校安全計画例（特別支援学校（知的障害）高等部）

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえたうえで、学習指導要領をもとに必要な内容を記載してください。

項目		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点		通学路の安全を確認しよう	交通安全に気を付けて通学しよう	プールでの事故に気を付けよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう	体育祭を安全に成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
安	教	体育施設・用具の安全な使用	体力テスト用具の点検と使い方	プールにおける安全、救命法講習、心肺蘇生法、危険な動物・植物に近づかない		ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全	陸上大会の安全 体育祭練習や当日の安全	サッカー等の球技指導における安全	柔道等の武道における安全	バスケット等の球技指導における安全	マラソン大会	マット、跳び箱運動等の安全
	理科	・水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム等の実験で使用する薬品等の安全な使い方と点検・保管・廃棄、野外観察や野外での注意										
	美術	などの材料の安全な使い方・写生や共同作品作時等の安全な設定										
	家庭	使い方・包丁、ピラー、調理バサミなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法を知る・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方										
全	職業	方と換気・材料の安全な取扱いでの安全な作業など安全な接客										
	自立活動	・健康の保持（アレルギー対応、緊急薬の保管、再調理の道具等の管理面の充実及び、変化への対応力の育成）、心理的な安定（安心グッズの備えや落ち着ける場所の確保や把握）、人間関係の形成（集団生活におけるルール）、環境の把握、身体の動き（車椅子ごと運べない場合、避難時に抱えられる、背負われる姿勢や過激の解消）、コミュニケーション（助けてと言え受援力の育成）										
	総合的な学習の時間	・学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促す中で、生徒の自発的な計画に基づき安全に対する意識を高める										
教	生活安全	情緒の安定 日常生活における安全	集団行動の約束 友達との接し方	一人では行っては いけない場所、人通り の少ない場所確認	夏休みの過ごし方	自分の身を守る登下 校や交通機関の安全 な利用方法	不審者から自分を守る (防犯避難訓練)	「子供110番の家」の 場所確認	冬休みの過ごし方	犯罪から身を守る携帯 電話の使い方	暖房器具の近くの安全 な過ごし方	春休みの過ごし方
	交通安全	登下校時の安全（安全な歩行）	交通安全（警察署員による指導）	雨の日の交通安全（傘のさし方）	交通機関の利用方法	横断歩道の渡り方 自転車の乗り方	交通安全指導（警察署）	交通機関の利用とマナー	自転車に関する基本的な交通法規を知る	交差点の危険について	雪の日の交通安全	踏切事故等鉄道での安全
育	災害安全	避難訓練（地震・津波）訓練の大切さ・落ち着いた行動	避難訓練（火災）体験、煙の怖さ・被害、ハンカチの大切さ・避難時の安全行動の徹底	避難訓練（地震から火災へ）頭を守る大切さ、落下物、倒壊物、移動物への注意	避難訓練（継続訓練）大雨による出水・土砂災害等への対応	総合防災訓練（消防署） 引渡し訓練	抜き打ち避難訓練（地震・津波）訓練の大切さ	避難訓練（地震・津波）起震車訓練、避難経路の確認、ドア開放	避難訓練（火災）避難経路の確認、火元を回避して避難	抜き打ち避難訓練（地震から火災へ）あわてない、放送をよく聞いて行動・緊急地震速報の利用	避難訓練（火災）暖房器具の安全な使い方、身の回りの安全確認	避難訓練（地震）落下物、ガラス等の危険、出入口の確保、避難所体験
	ホームルーム活動	各月の避難訓練や安全指導に対して学級活動を活用して、事前学習や事後学習を行い児童生徒等がより理解できるように繰り返し指導する										
安	学校行事等	修学旅行（旅行中の安全）		プール開き 校外学習 現場実習	現場実習	宿泊訓練	体育祭現場実習		校外学習		マラソン大会 スキー合宿	
	安全管理	部活動・運動部（バスケット部、陸上部、サッカー部、バレー部、卓球部等）、文化部（演劇部、音楽部、美術部等） 放課後や休日を活用した部活動において安全に配慮した指導を行う										
安	対人管理	生徒の状況把握 通学経路の確認 避難経路確認 次月の避難訓練確認 火元責任者の表示	緊急体制の確認 健康観察 避難経路確認	水泳指導健康管理 健康観察 心肺蘇生法の確認	水泳指導健康管理 健康観察 AEDの使い方確認 夏季休業中の安全	水泳指導健康管理 健康観察	健康観察	健康観察 避難経路確認	健康観察 冬期休業中の安全	健康観察 避難経路確認	健康観察 春期休業中の安全	
	対物管理	防災計画届け出 通学路確認 安全対策マニュアル	飲料水点検 防災設備点検 避難経路点検	プール施設・設備点検 水質検査			防災設備点検	暖房器具の設備点検	室内有害物質検査 避難経路点検	照度検査	避難経路点検	
安	学校安全に関する組織活動（研修を含む）	各教室、特別教室等の防火管理担当者による毎日の消防設備点検と閉鎖障害チェック、校内巡回指導										
		学校安全衛生委員会（年3回）、PTA・地域との連携、登下校時刻の通学路交通規制										
		春の交通安全運動	職員防災研修	救命法講習会	AED講習会 安全点検	秋の交通安全運動	不審者対応訓練		安全点検	防災に関する研修		安全点検 校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

保 体 第 4 3 3 号
令和 4 年 3 月 28 日

市町村教育委員会教育長
市 町 立 学 校 長
県 立 学 校 長
教 育 事 務 所 長

殿

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長
大 学 又 は 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

富 山 県 教 育 委 員 会 保 健 体 育 課 長

第 3 次 学 校 安 全 の 推 進 に 関 す る 計 画 に つ い て (周 知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長から別添のとおり通知がありました
つきましては、この趣旨を御理解の上、学校安全に関する取組の推進に御尽力願います。

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
石 塚 哲 朗
(公印省略)

第 3 次 学 校 安 全 の 推 進 に 関 す る 計 画 に つ い て (周 知)

このたび、別添のとおり、「第 3 次 学 校 安 全 の 推 進 に 関 す る 計 画」が 令 和 4 年 3 月 2 5 日 に 閣 議 決 定 さ れ ま し た の で、お 知 ら せ し ま す。

本計画は、学校保健安全法に基づき、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画として国が策定するものです。地方公共団体は、同法において、計画の策定その他の国が講ずる措置を踏まえ、国が講ずる措置に準じた措置を講ずるよう努めることとされていることから、この趣旨を御理解の上、各地方公共団体における計画の策定等、適切な対応をお願いいたします。

つきましては、各都道府県・指定都市教育委員会教育長及び各都道府県知事・指定都市・中核市長におかれては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（幼保連携型認定こども園及び専修学校を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・福祉局長におかれては所管の学校に対し、周知を図るとともに、学校安全に関する取組の推進に御尽力願います。

※「第 3 次 学 校 安 全 の 推 進 に 関 す る 計 画」の 全 文 は、以 下 の U R L に 掲 載 し て い ま す の で、御 確 認 く だ さ い。

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anken/1419593_00001.htm

担 当 食 育 安 全 班 吉 野
TEL 076-444-3445

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
TEL 03-5253-4111 (内線 2966)

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する
組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との
連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における
安全に関する教育の充実

4. 学校における
安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

令和6年3月26日に公表した「学校事故対応に関する指針【改訂版】」について
周知するとともに、今回の改訂を踏まえた主な留意事項等について通知します。

保体第13号
令和6年4月5日

市町村教育委員会教育長
市町村立学校(園)長
県立学校長
教育事務所長

殿

富山県教育委員会保健体育課長

5文科教第1980号
令和6年3月26日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学の長

「学校事故対応に関する指針」の改訂について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局長から別添のとおり通知があり
ましたので周知いたします。事件・事故災害の未然防止とともに、事故発
生時の適切な対応や事故発生後の速やかな調査・検証等の実施をお願いします。

文部科学省総合教育政策局長
望月 楨

「学校事故対応に関する指針」の改訂について（通知）

学校事故の対応に関しては、平成28年3月に策定した「学校事故対応に関する指針」
(以下「指針」という。)に基づき、事件・事故災害の未然防止とともに、事故発生
時の適切な対応や事故発生後の速やかな調査・検証等の実施をお願いしてきたところ
です。

その後、指針を踏まえた取組が各地で進められる中で、「第3次学校安全の推進に関
する計画(令和4年3月25日閣議決定)」において、指針策定当初に想定していた取組
について実効性を高める観点から、指針改訂等の措置について早急に検討を開始する必
要性があることが示されました。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、「学校安全の推進に関する有識者会議」に
おいて、「事故の未然防止」「事故発生時の適切な対応」「重大事故発生に関する国へ
の報告」等について、実効性を高めるための検討を重ね、この度、指針(改訂版)を別
添のとおり取り取りまとめました。

この指針(改訂版)では、これまでの重大事故等を踏まえた事故の未然防止や事故の
発生に備えた事前の体制整備等の取組、被害児童生徒等及びその家族に配慮した支援、
事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告等の実効性の向上を図
るため、学校、学校の設置者及び都道府県等担当課の取組むべき対応を明確にしまし
た。また、指針(改訂版)には、関係機関等が連携して組織的に取り組むことや、その
取組の充実を図る観点から、主体別のチェックリスト、Q&A、報告様式等を併せて収録
しています。

各学校及び学校の設置者等においては、今回の主な改訂内容である下記の点に留意の
上、指針(改訂版)を踏まえ、事前の体制整備、事故発生時の対応、被害児童生徒等及

担当 食育安全係 三箇
TEL 076-444-3445

びその保護者への支援、連絡系統の確認など事故対応に関する共通理解及び備えを十分に図っていただき、適切な対応をお願いします。

国においても、毎年、都道府県等から報告された調査報告書の概要や事故等の状況報告を基に事故情報を蓄積し、有識者会議等による検討や分析を行い、教訓とすべき点を整理した上で、類似の事故の発生防止に役立てられるよう、積極的に情報提供等を行う予定です。また、学校の設置者等における本指針に基づく調査等の実施に当たっては、必要に応じて助言等の支援を行ってまいります。

については、貴職におかれては、指針（改訂版）の内容及び下記について十分御理解いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、周知・御指導いただくようお願いいたします。

なお、主催される学校安全の研修会等において、指針（改訂版）を踏まえた内容を取り扱い、事故対応等に関して理解を深めることについても併せて御留意願います。

本指針（改訂版）及び各様式等は、文部科学省のウェブサイトに掲載しています。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

記

1. 事故発生の未然防止（指針 p5～10）

（1）重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用

実効性ある学校安全の体制を構築するため、各学校は、国等からの重大事故の情報などの各種事故情報及び、同様の事故の未然防止のための注意喚起の通知を、教職員間で共有し、重大事故が発生する前に対策を講ずること。

（2）危機管理マニュアルの策定・見直し

学校の設置者は、学校が策定する危機管理マニュアルについて、事故や災害等から児童生徒等の安全を確保できるものになっているかを定期的に点検し、不備があれば、指導・助言により、是正を促すこと。

（3）教職員の危機管理に関する資質の向上

各学校は、教職員の危機管理に関する資質の向上を図る研修等を通じて、教職員個々に、状況に応じた判断力や機敏な行動力等の対応能力を高めることが重要であり、危機等発生時に、まずは児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるための備えをしておくという観点を最も重視すべきであること。

（4）安全点検の実施及び安全教育の充実

過去の事故が繰り返されることの無いよう、定期・臨時・日常の安全点検の中で、緊急時に使用する AED 等の救命や避難等に必要な器具等が使用可能な状態にあるかの点検を含め、学校と学校の設置者が連携を図りながら実施していくこと。安全点検を実施する際は、国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照すること。

さらに、各学校においては、学校安全計画に基づき、教科等における指導のみならず、教育活動全体を通じて、安全教育の充実を図ること。

2. 事故発生に備えた事前の取組等（指針 p11～13）

（1）緊急時対応に関する事前の体制整備

各学校は、児童生徒が意識を失って倒れるなどの緊急事案では、駆けつけた教職員の中で直ちに指揮命令者を決めて組織的に対応すること。そのための想定訓練を実施しておくとともに、誰もが取り組めるよう体制整備を図っておくこと。

（2）保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備

学校における安全に関する取組や事件・事故等が発生した場合の対応を、事前に保護者等と共有しておくこと。

（3）事故発生に備えた取組について

学校の設置者は、詳細調査委員会の構成員を事前にリストアップするなどの検討を進め、都道府県等担当課は、学校の設置者へ助言できる体制を整えておくこと。

3. 事故発生後の対応の流れ（指針 p14～22）

（1）事故発生直後の取組

事故直後は、まずは被害児童生徒等の応急手当を最優先で行うことに十分留意すること。その際、救急車を手配するための119番は通報者を限定する必要がなく、第一発見者をはじめ誰でも即座に通報できるようにすること。また、通信指令員の指示を応援のメンバーと共有しながら複数の教職員等で対応することが必要であること。

（2）学校の設置者等への報告、支援要請

学校は、次のような事故が起こった場合には、学校の設置者に速やかに報告を行うとともに、状況に応じて、学校設置者等に、必要な人材の派遣や助言等の支援を要請すること。

※¹報告に当たっては、指針（改訂版）の「【参考様式4】事故報告（基本調査（国への一報告含む）様式例）」を適宜活用すること。

- 全ての「学校の管理下（登下校中の事故も対象を含む）において発生した死亡事故」
- 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故（重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明（人工呼吸器を装着、ICUに入る等）の場合や、身体の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。）

(3) 国への一報

死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合は、都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課は、速やかに国まで一報を行うこと。（報告に当たっては※¹に同じ）

※²本通知文末の連絡先を参照のこと。

4. 調査の実施（基本調査・詳細調査）（指針 p23～36）

(1) 基本調査の実施（実施の判断：学校の設置者、実施：原則として学校）

学校の設置者は、学校からの報告を踏まえ、全ての「死亡事故」を対象に基本調査を実施すること。「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」については、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、特別な事情が無い場合は実施することを前提に判断すること。

基本調査の実施に当たっては、学校の設置者は学校に対し、適切な対応を促す指導・助言を行うこと。また、市区町村教育委員会及び私立・株式会社立学校の学校の設置者は、基本調査の結果を確認のうえ、都道府県等担当課に報告すること。その際、基本調査において事故等の原因が明らかとなり、再発防止策を講じることが可能と判断した場合には、再発防止策の速やかな検討・実施を学校に指示すること。

都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課は、基本調査の結果を年度ごとに取りまとめ、国からの求めに応じ報告すること。（具体的な報告方法等については別途お知らせする。）

ただし、3（3）で国へ一報した事案（死亡事故等の児童生徒等の命に関わる重大な事案）に係る基本調査結果は、その結果がまとまった時点で速やかに国に報告すること。（報告に当たっては※¹に同じ）

(2) 詳細調査への移行の判断（実施の判断：学校の設置者）

原則、基本調査を行った全ての事案について詳細調査を行うことが望ましいが、少なくとも以下の場合には、詳細調査に移行すること。ただし、ア）・イ）・ウ）・オ) の場合でも、保護者が詳細調査を望まない意思が明確に確認される場合は、この限りではないこと。

ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合

・ 事前の安全管理体制に十分でない点が認められる など

イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合

ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合

エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合

オ) その他必要な場合

学校の設置者は、基本調査の結果を都道府県等担当課に報告する際に、詳細調査への移行の有無及び移行しない場合の理由についても併せて報告すること。その際、都道府県等担当課は、詳細調査に移行しない理由について確認し、不明な点がある場合

には、学校の設置者に対して確認し、必要に応じて助言を行うこと。なお、都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の設置者は、死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案の詳細調査への移行状況について、基本調査の結果とともに国に報告すること。

(3) 詳細調査の実施（実施：学校の設置者（詳細調査委員会の立ち上げ及びその事務））

被害児童生徒等の保護者からの聴き取りを行う場合には、客観性を保つ意味から、原則複数名で聴き取りを行うこと。

5. 再発防止策の策定・実施（指針 p37～38）

学校又は学校の設置者は、詳細調査委員会の報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして、具体的、実践的な再発防止策を策定し、マニュアル等にまとめ、その徹底が図られるよう努めること。

また、都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課は、毎年の年度当初に、前年度の所管の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故原因・傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、所管の学校に周知し再発防止に努めることや、国の求めに応じたその状況を報告するとともに、再発防止策が継続して取り組みられているかを確認把握し、再発防止策が継続して講じられるよう働きかけること。

6. 被害児童生徒等の保護者への支援（指針 p39～43）

学校の設置者等は、被害児童生徒等の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず、関係がこじれてしまっておおそれがあると判断したときは、被害児童生徒等の保護者と学校、双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で現場対応を支援する「支援担当者」の設置を検討すること。

7. 他の指針との関係について

以下に示す事案についてはそれぞれの指針等にはそれぞれの実情に応じた既存の指針等が整備されていることから、一義的には以下の指針等に基づいた対応を行うこととし、それによらない部分については、本指針を参考とすること。

(1) 幼稚園及び認定こども園における事故

○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

（平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）

※子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けない幼稚園は本ガイドラインの対象には含まれないが、本ガイドラインを参考に適切な対応が行われるようにすること。

(2) いじめの重大事態

○いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）

(3) 児童生徒等の自殺

○通知「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について

(平成26年7月1日付け26文科初第416号)

○子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(平成26年7月 文部科学省)

※いじめが背景に疑われる場合の自殺については、「いじめ防止対策推進法」に規定する「重大事態」として、法律に基づいた対応を行うこと。

(4) 学校給食における食物アレルギー事故

○学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月 文部科学省)

<添付資料>

(別添1) 学校事故対応に関する指針(改訂版)

(別添2) 事故報告(基本調査(国への一報含む))様式例

(別添3) 学校事故対応に関する指針(改訂版)【概要】

(別添4) 学校事故対応に関する指針(改訂版)Q&A

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

TEL 03-5253-4111(内線2966)

指針の目的及び、改訂の趣旨

別添 3

本指針は、学校及び学校の設置者が、学校における事故発生の未然防止、事故・事件が発生した際の応急手当等の対応、事故の発生原因の究明や安全対策の検証、被害児童生徒等の保護者への支援、再発防止等の適切な対応に取り組む参考になるものとして平成28年3月に作成。

このたび、事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告の徹底等が図られるよう具体的な方策を示し、組織的に事故の未然防止、事故発生時の適切な対応等に実効性をもって取り組めるよう改訂。

検討体制：学校安全の専門家からなる「学校安全の推進に関する有識者会議」において検討

指針の概要 **主な改訂ポイントを赤文字で記載**

1. 本指針の目的・対象・構成 (P.3)

原則として、学校の管理下(本指針では登下校中を含む)*で発生した「事故」を対象

*独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

※幼稚園及び認定こども園における事故、いじめの重大事態、児童生徒等の自殺、学校給食における食物アレルギー事故事案については、一義的にそれぞれの指針等に基づいた対応となる。

2. 事故発生の未然防止 (P.5)

- 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用 … 全国の重大事故や校内のヒヤリハット事例を生かす
- 各種マニュアルの策定・見直し … 学校の設置者による学校の危機管理マニュアル点検と指導・助言等
- 教職員の危機管理に関する資質の向上 … 危機等発生時に被害を最小限にとどめる備えの観点を重視
- 安全点検の実施、安全教育の充実 … 国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照した取組等

3. 事故発生に備えた事前の取組等 (P.11)

- 緊急時対応に関する事前の体制整備 … 駆けつけた教職員が組織的に対応し、誰でも取り組める体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備 … 保護者と事故発生時の対応を事前共有等児童生徒等の安全を確保するため、家庭、地域、関係機関等との意図的・意識的な連携や、学校運営協議会などの場を設置・活用により連携協働を進めることが重要。

4. 事故発生後の対応の流れ (P.14)

(事故発生直後からの対応の流れを示す(基本調査、詳細調査は「5調査の実施」参照))

【事故発生直後の取組】

- 速やかな応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応 … 誰でも即座に119番通報、複数の教職員により通信指令員からの口頭指導内容を共有し対応等

【初期対応時(事故発生直後～事故後1週間程度)の取組】

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請 ※「報告、支援要請連絡系統図」及び「報告様式」参照
学校の設置者への報告対象(速やかに) … 学校の設置者は都道府県等担当課にも報告

- ・全ての「学校の管理下(本指針においては登下校中を含む)において発生した死亡事故」
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

【国への一報】※同参照

- 以下の事故は国まで一報する。(都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課より)
・死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事故

【基本調査の実施、保護者への説明、報道機関等への公表、詳細調査の実施】

5. 調査の実施 (P.23)

《基本調査(事案発生後速やかに着手。学校が基本調査期間中に得た情報を迅速に整理)》 (P.24)

【調査対象(学校の設置者が調査の実施を判断)】

- 全ての「学校の管理下(本指針においては登下校中を含む)において発生した死亡事故」
- 被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

- 基本調査の実施主体 … 学校の設置者の指導・支援のもと、原則学校が実施
- 調査実施に当たっての留意事項・手順
- 関係する全教職員からの聴き取り … 調査開始から3日以内を目途に実施
- 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り、関係機関との協力等
- 情報の整理・再発防止策の検討・報告 … 設置者は基本調査結果を都道府県等担当課に報告
事故等の原因が明らかで再発防止策を講じられると設置者が判断した時は、学校として再発防止策を検討し設置者に報告する。都道府県担当課は年度ごとに取りまとめ、国の求めに応じ報告。都道府県等担当課は指針を踏まえた対応を設置者等に助言する。
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり … 必要に応じて、学校の設置者も関わる
被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心掛け、今後の調査についての意向を確認する。

《詳細調査への移行の判断》(P.30)

○ 移行の判断主体 … 学校の設置者(必要に応じて都道府県等担当課が支援・助言)

【詳細調査に移行すべき事案の考え方】少なくとも以下の場合には、詳細調査に移行する。

- ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合
 - ・ 事前の安全管理体制に十分でない点が認められる など
- イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合
- ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合
- エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- オ) その他必要な場合

学校の設置者は移行の有無等を都道府県等担当課に報告。都道府県等担当課は基本調査の結果とともに国に報告する。なお、詳細調査に移行しない理由で不明な点がある場合には、学校の設置者に確認し、必要に応じて助言を行う。国も助言等支援する。

《詳細調査(学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査)》(P.32)

○ 詳細調査の実施主体 … 学校の設置者

私立・株式会社立学校の実施主体は、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際は、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができる。

○ 詳細調査委員会の設置 … 中立的な立場の外部専門家等が参画する詳細調査委員会とする。

○ 詳細調査委員会の構成等 … 学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者(対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者)。

国は必要に応じて学校の設置者等における詳細調査委員会の設置に支障がないよう助言等の支援を行う。

○ 詳細調査の計画・実施手順 … 以下の手順で情報収集・整理を進めることが想定される。

- ① 基本調査の確認
- ② 学校以外の関係機関への聴き取り
- ③ 状況に応じ、事故発生場所等の現地調査
- ④ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り

○ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項 … 聞き取りは原則複数で行う

○ 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言

○ 報告書のとりまとめ … 詳細調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告(公表は調査の実施主体)

調査結果について、詳細調査委員会又は学校の設置者は、被害児童生徒等の保護者に説明する。

6. 再発防止策の策定・実施(P.37)

○ 詳細調査委員会の報告書等の活用 … 学校及び学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。

○ 詳細調査委員会の報告書等の国への提出 … 学校の設置者は、(市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株式会社立学校の場合は都道府県等担当課を通じて)国にも報告書を提出する。

○ 事故等の状況のとりまとめ … 都道府県等担当課は、毎年度、当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故原因・傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、当該都道府県内に周知再発防止に努めるとともに、国に報告する。

指定都市教育委員会及び国立大学法人は、所管の学校の事故等の状況を取りまとめ、学校への周知、再発防止とともに、国に報告する。

○ 具体的、実践的な再発防止策の策定 … 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして策定し、マニュアル等にまとめ、その徹底を図る。

○ 再発防止策の継続 … 都道府県等担当課はこの取組状況を把握し、再発防止策の継続を働き掛ける。

○ 国における取組 … 全国の学校における事故等の発生状況、基本調査及び詳細調査の実施状況等を把握し、蓄積した事故情報等から、教訓とすべき点を整理して学校の設置者及び都道府県等担当課に周知する。

7. 被害児童生徒等の保護者への支援(P.39)

○ 被害児童生徒等の保護者への関わり … 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート

○ 児童生徒等の心のケア … 組織的な支援が必要。教職員に対しても継続的な心のケアが必要

○ 災害共済給付の請求

○ 中立な立場で事故の対応を支援する「支援担当者」の設置 … 設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施する支援担当者を設置する。(継続的な支援が必要になるため、複数人のチームで対応することも考えられる。)

指針の実効性・理解促進を図る取組

○ 指針の実効性を図るために ・学校、学校の設置者、都道府県等担当課向け取組確認用チェックリストを作成
・学校安全ポータルサイトに事故対応の各種様式等を掲載(予定)

○ 指針の理解促進を図るために ・指針の内容を補足するQ&Aを作成
・学校設置者(都道府県教育委員会等)の学校安全担当者を対象とした会議や説明会・学校向け研修会の実施、周知用資料等の作成・提供(予定)

写

元教参学第 31 号
令和元年 12 月 5 日

市町村教育委員会教育長
市町村立学校(園)長
県立学校長
私立学校(園)長
私立専修、各種学校長
教育事務所

殿

富山県教育委員会保健体育課長
富山県総合政策局企画調整課長

自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について(依頼)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長から別添(写)のとおり依頼がありました。

全国的に地震災害のみならず火山災害、気象災害など様々な災害が発生しており、学校等におかれましては、児童生徒等の命を守り抜くために、これまで以上の学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が必要となります。

また、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、10月10日の最高裁判決において上告が棄却され、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決が確定したところです。

これらのことを踏まえ、これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくという観点から、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働の体制等について見直しをしていただき、児童生徒等の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

保体第 370 号
企調第 523 号
令和元年 12 月 16 日

担当 食育安全班 眞田
TEL 076-444-3445
私学振興担当 青木
TEL 076-444-9645

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
講道改革特別区域法第 12 条第 1 校の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会担当課長
各国立私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主幹課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好



自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について(依頼)

自然災害対応における児童生徒等の安全確保については、各校の御尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

我が国においては、気象災害、地震災害、火山災害など様々な自然災害が発生しており、今後も、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が懸念されており、児童生徒等の命を守り抜くためには、これまで以上の学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が必要です。

また、報道等で御承知のとおり、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、10月10日の最高裁判決において上告が棄却され、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定したところです。

こうしたことを踏まえ、これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくという観点から、下記の事項を十分留意の上、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働の体制等について見直しをお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学担当課におかれては、所管の附属学

校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受け、た各地方公共団体の学校設置会社担当職におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管理におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定ことも園主管理におかれては、域内の市区町村認定ことも園主管理及び所轄の認定ことも園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校保健安全法に基づく取組について

(1) 学校における取組

①学校安全計画の策定・見直し

学校安全計画は学校保健安全法（以下「法」という。）第27条により、各学校が策定することが義務付けられています。各学校においては、必ず策定するとともに、年間を通じた取組で得られた成果・課題を踏まえて定期的に見直しを行うべく、

学校安全計画の策定例については、学校安全資料『「生きる力」をばぐくむ学校での安全教育』に記載しておりますので、各学校は、これを参考に、策定及び見直しをお願いします。

各学校においては、学校安全計画を基に、安全教育、安全管理等を組織的に実施していただきますようお願いいたします。

(参考) 学校安全資料『「生きる力」をばぐくむ学校での安全教育』

②実践的な防災教育の実施

防災を含む安全に関する教育については、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に着むことができるよう、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に依りて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。その際、学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育を推進することが求められます。

また、学校は日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとすると「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から防災教育を推進することが必要です。

さらに、防災教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習など、様々な手法を道直取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要です。加えて、保護

者参観日に防災の学習を行ったり、地域の避難訓練に児童生徒等が積極的に関わったりするなど、学校と家庭や地域が連携した防災教育を実施することも重要です。各学校においては、学校安全計画の見直しにおいて、こうした防災教育についても取り入れるようお願いいたします。

(参考)

- ・ 小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第83号）解説 総則編
- ・ 中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）解説 総則編
- ・ 学校安全ポータルサイト

③危機管理マニュアルの作成・見直し

学校は、法第29条により、危険等発生時対応要領（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成することが義務付けられています。各学校においては、必ず作成するとともに、防災避難訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言等を踏まえ適時見直しを行ってください。作成及び見直しにおいては、下記に示す資料を参考に、特に次のポイント等に留意してください。

- ・ 学校における危険発生時の役割分担が明確になっているか。
- ・ 学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件から危険を明確にし、危険等発生時に対応できるものとなっているか。
- ・ 過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備え、複数の避難場所や避難経路の設定をしているか。
- ・ 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定し、各段階において取るべき対応をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応できるものとなっているか。
- ・ 安全教育・安全管理のいずれか一方のみでは児童生徒等の安全確保の実現は難しいことから、安全教育と安全管理の一体的な活動が展開できる内容になっているか。

(参考)

- ・ 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- ・ 学校の危機管理マニュアル作成の手引

④学校環境の安全の確保

法第28条により、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。各学校においては、該当する事項があると認められた場合には、必要な措置の実施又は設置者への申出をお願いいたします。

(2) 学校設置者における取組

学校の設置者は、法第26条により、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び児童生徒等に危険等が生じた場合において適切に対処することができよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

各設置者においては、設置する学校の学校安全計画、危機管理マニュアルの内容を定期的に点検し、必要に応じて指導・助言をしていただくようお願いいたします。

また、法第28条により、校長は、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合で、その改善を図るために必要な措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。設置する学校の校長から申出があった場合は、その内容を確認し、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

さらに、都道府県・市町村教育委員会は、教職員の職務内容に応じた研修を実施し、特に校長、教頭などの管理職における、平常時及び緊急時のそれぞれに求められる資質・能力の向上を図るようお願いいたします。

2. 水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組について

(1) 学校における取組

近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による水害（洪水・高潮）の発生、土砂災害等の頻発化、激甚化が懸念されます。このことから、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育の指導が行われるようお願いいたします。

また、要配慮者利用施設（水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「要配慮者利用施設」をいう。）又は避難促進施設（津波防災地域づくりに関する法律に規定する「避難促進施設」をいう。）に該当する学校は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられていることから、当該学校については、危機管理マニュアルに上記に関する必要関係事項を記載するようお願いいたします。

要配慮者利用施設または避難促進施設として地域防災計画に定められていない学校においても、中小河川等に隣接する場合や津波による浸水が想定される場合においては、その想定等を超える災害が発生することに備えた検討を行い、児童生徒等の命を守るための適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）
- ・平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ

(2) 学校設置者における取組

地震・津波・気象災害が生ずれば地域全体に被害をもたらすことから、学校のみで対応を図ることは困難であり、学校防災については、災害や防災に関する最新の知見に基づき対応を進める必要があり、こうした災害への対策については、学校設置者が事前・発生時・事後の各段階で積極的に学校を支援するようお願いいたします。

その際、防災部局とも連携し、防災の取組、災害発生時の学校の安全の取組を進めていただきますようお願いいたします。

各設置者におかれましては、設置する学校が所在する地域のハザードマップの確認や、設置する学校が浸水想定区域（水防法第15条第1項第4号に規定する「浸水想定区域」をいう。）、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」をいう。）、津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条に規定する「津波災害警戒区域」をいう。）に所在しているかどうかを確認してください。これらの区域に所在している学校がある場合には、当該学校に対し、避難確保計画（水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2、津波防災地域づくりに関する法律第71条に規定する「避難確保計画」をいう。）を作成することとを指導・助言してください。

3. 家庭、地域、関係機関との連携・協働について

自然災害は、児童生徒等が学校にいる時間帯のみならず、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があることから、家庭、地域、関係機関等が連携・協働できるような体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ取り組むことが重要です。例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している場合、地域と連携・協働した防災の取組についても協議し、地域学校協働本部と協働して防災教育を行うことや地域の防災訓練と合同で避難訓練を行う等の取組を行うことが考えられます。また、セーフティプロモーションスクール（SPS）等の先進事例を参考に、学校、地域、関係機関が一体となった組織的な学校安全の取組を行うことも有効です。

また、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う場合に、家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画及び危機管理マニュアルに基づき協力体制を整備することが重要です。地域の実情に応じ、適宜、家庭、地域住民とも連携した防災の取組を進めていただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びのmiraい」ウェブサイトで）
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイトで）

(参考) 関係条文

学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号)

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等 (以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。) により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合 (同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。) において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研究その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領 (次項において「危険等発生時対処要領」という。) を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(参考) 学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・作成状況 (平成 27 年度)

	学校安全計画を策定している学校の割合	危機管理マニュアルを作成している学校の割合
公立学校	99.9%	99.9%
私立学校	83.8%	87.0%
国立学校	98.5%	100%
計	96.5%	97.2%

※学校には小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園が含まれる。

(出所) 学校安全の推進に係る取組状況調査 (平成 27 年度実績)

<https://anzenkyouiku.next.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

(参考) 参考資料リンク集

- ・学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
http://www.next.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm
- ・学校安全計画作成例は付録 (126 ページ〜) に記載されています。
- ・小学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 63 号) 解説 総則編
http://www.next.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsfile/s/afiefieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf
- ・防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (224 ページ〜) に記載されています。
- ・中学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 64 号) 解説 総則編
http://www.next.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsfile/s/afiefieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf
- ・防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (240 ページ〜) に記載されています。
- ・学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.next.go.jp/>
- ・各都道府県の様々な防災教育の実践が掲載されており、
・学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き
<https://anzenkyouiku.next.go.jp/nextshiryou/data/saigai02.pdf>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引
https://anzenkyouiku.next.go.jp/nextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf
- ・水防又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について (通知)
http://www.next.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416128.htm
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyavorking/pdf/honbun.pdf

- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
http://www.next.go.jp/a_menu/kenko/anssen/1422067.htm
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankaakoku/h30_hinankaakoku_guideline/index.html
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイト）
<https://nanabi-mirai.next.go.jp/torikumi/chiiiki-gakko/cs.html>
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）
<http://nmsc.osaka-kyoiku.ac.jp/sps>

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全保
安室教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線2670）
E-mail：anzen@next.go.jp

市町村教育委員会教育長
市町立学校(園)長
県立学校設置者長
私立学校(園)長
私立専修・各種学校長
教育事務所長

各都道府県水防担当部(局)長
各都道府県砂防担当部(局)長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国立高等学校専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

富山県教育委員会保健体育課長
富山県経営管理部学術振興課長

学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応していただくようお願いいたします。

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公 印 省 略)
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
(公 印 省 略)
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公 印 省 略)

担当

保健体育課 食育安全班 吉野
学術振興課 学術振興係 廣野
Tel 076-444-3445
Tel 076-444-3159

学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について

令和3年5月10日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」において、水防法(昭和24年法律第193号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の一部を改正し、一定の要配慮者利用施設の所有者又は管理者(以下「管理者等」という。)が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村が当該学校管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができ、この制度を創設したところ。また、これと同時に、災害対策基本法(昭和36年

法律第 223 号) についてもその一部を改正し、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。また、令和 3 年 6 月 8 日付け 3 施参事第 1 0 号「浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び水害・土砂災害対策の実施について(通知)」において、市町村地域防災計画に位置づけられた公立学校における避難確保計画の作成状況がとりまとめ公表されたところです。

つきましては、本件に関する留意点等下記のとおり通知しますので、関係市町村に周知の上、適切に対応していただくようお願いいたします。
なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 避難確保計画の令和 3 年度内作成について

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動では、令和 3 年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としています。

この目標達成に向け、施設管理者等に働きかけを行うなど、計画作成を促進していただき、引き続き、今年度内の作成完了に向けて取組を推進していただくようお願いいたします。

なお、学校の危機管理マニュアルにおいて、避難確保計画に記載すべき事項を定めていただくことで、避難確保計画の作成とみなすことができます。(令和 3 年 6 月 8 日付け 3 施参事第 10 号「浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び水害・土砂災害対策の実施について(通知)」参照)

2. 水防法等の改正に伴う助言・勧告に関するチェックリストについて

令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、災害対策基本法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の管理者等が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設されました。

つきましては、令和 3 年 6 月 9 日付け事務連絡「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドラインの活用について(依頼)」及び別紙 1 の「学校の避難確保計画に関する地方公共団体の各部署の連携体制の構築」を市町村が施設に助言・勧告する場合の参考とさせていただきます。

3. 水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。

つきましては、避難訓練については、原則として年一回以上実施し、訓練実施後は概ね 1

ヶ月を目安に訓練結果を報告していただくこととし(訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる)、報告にあたっては、別紙 2 の「訓練実施結果報告書(様式例)」を参考にさせていただき、管内市町村及び関係施設に周知願います。

4. 災害対策基本法改正に伴う避難情報について

令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、「避難確保計画作成の手引き(国土交通省:令和 2 年 6 月改定)」等のガイドブックに記載されている「警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル 3 高齢者等避難」に読み替えていただき、「警戒レベル 4 避難勧告、避難指示(緊急)」は、「警戒レベル 4 避難指示」に、「警戒レベル 5 災害発生情報」は、「警戒レベル 5 緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いいたします。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、別紙 3 の新たな避難情報に関する周知チラシを印刷し、貴都道府県の各施設や管内の市町村、学校等において、避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するなど、周知に努めていただくようお願いいたします。

連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

水防企画室津波水防係長 太田

電話 03-5253-8111 (内線 35457)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

地震・火山砂防室地震対策係長 今野

電話 03-5253-8111 (内線 36154)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

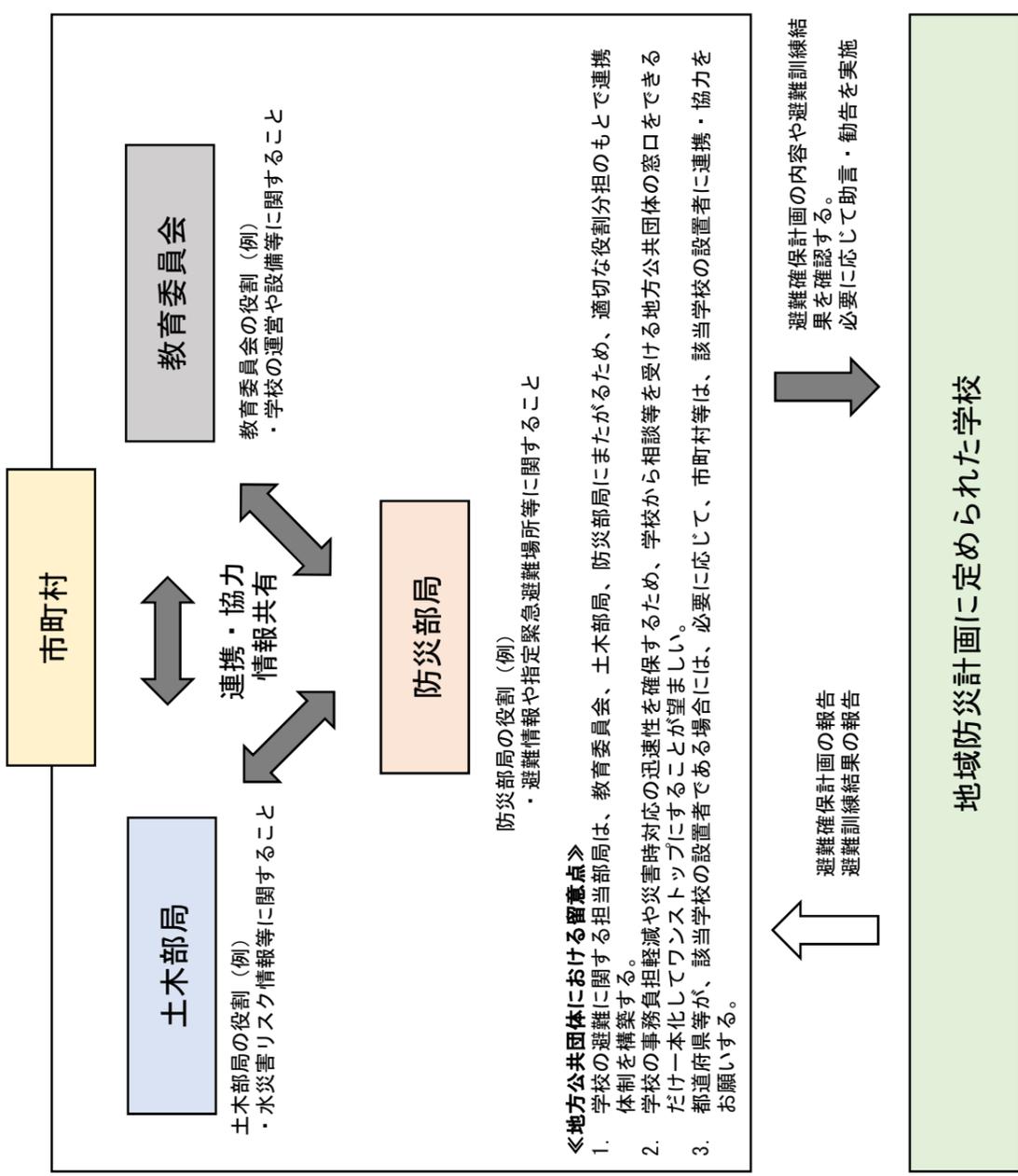
安全教育推進室 防災教育係長 安田

電話 03-5253-4111 (内線 2670)

訓練実施結果報告書 (様式例)

施設名							
実施日時	年	月	日	時	分から 時	分	まで
実施場所							
想定災害 (該当する□にチェックをずす。)	<input type="checkbox"/> 洪水	<input type="checkbox"/> 土砂災害	<input type="checkbox"/> 高潮	<input type="checkbox"/> 津波			
訓練種類・内容 (該当する□にチェックをずす。)	<input type="checkbox"/> 図上訓練	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練					
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練	<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練					
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練	<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練					
	<input type="checkbox"/> その他 ()	(訓練内容を適時自由記載)					
訓練参加者 ・参加人数	教職員 (全員・一部) 名						
	児童・生徒等 (全員・一部) 名						
訓練実施責任者	その他訓練参加者: 保護者等 地域住民等 名						
	その他 () 名						
確認事項	職 氏名						
	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数 名 <input type="checkbox"/> 避難に要した時間 時間						
訓練によって確認された課題とその改善方法等	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性						
	その他						
訓練記録作成者	氏名						

学校の避難確保計画に関する
地方公共団体の各部署の連携体制の構築



令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると...)
 - 流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります
 - 地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります
- 2 浸水深より居室は高い
 - 3・4階 (3階床上海水～4階床下浸水) 5m～10m未満
 - 2階 (2階床上海水～3階床下浸水) 3m～5m未満
 - 1階 (1階床上海水～2階床下浸水) 0.5m～3m未満
 - 1階床下 (1階床下浸水) 0.5m未満
- 3 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと...)
 - 水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※1 家屋倒壊等氾濫想定区域や3水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。
 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

令和5年3月3日に消費者安全調査委員会から文部科学大臣宛に交付された、学校施設又は設備による事故に関する意見等についてお知らせしますので、内容をご確認いただき、学校施設又は設備の安全管理について必要な対応をお願いします。

保体第399号
令和5年3月6日

4文科教第1685号
令和5年3月3日

市町村教育委員会教育長
市町立学校校長
県立学校校長
教育事務所長

殿

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

富山県教育委員会保健体育課長

消費者安全法第33条の規定に基づく意見等について（周知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局長から別添のとおり連絡がありました。

つきましては、報告書において掲載された危険事例を参考としつつ、各学校で児童生徒等の事故の発生可能性のある箇所についてレイアウトを変更するなどのすみやかなご対応をいただきますようお願いいたします。

なお、令和5年度に文部科学省から事故の発生可能性のある箇所の点検とその結果報告について依頼がある旨の記載もありましたので、ご承知おさください。

文部科学省総合教育政策局長

藤江陽子
(公印省略)

消費者安全法第33条の規定に基づく意見等について（周知）

この度、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）から文部科学大臣に対し、別紙の通り、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第33条に基づく意見申がありました。これは調査委員会が、学校の施設又は設備による事故等に関して行った、法第23条第1項の規定に基づく調査の結果（報告書は別添のとおり）を踏まえ、消費者安全確保の見地から関係機関の長に意見を述べるものです。

事故の発生可能性のある箇所については、緊急的な対策が必要であることから、各学校設置者におかれては、例えば春季休業に際し、報告書の「3.4 学校施設・設備の危険事例（訪問調査）」において掲載された危険事例を参考としつつ、転落・落下の可能性のある箇所についてレイアウトを変更するなどのすみやかなご対応をいただきますようお願いいたします。

担当 食育安全班 吉野
TEL 076-444-3445

なお、本意見を踏まえ、文部科学省としては、「学校安全の推進に関する有識者会議」（令和4年11月21日文部科学省総合教育局長決定）から知見をいただくとともに、令和5年度予算案に盛り込んでいる事業（学校の安全点検に関する実証研究）も活用しつ

つ、教職員の負担を配慮しながら、事故の発生可能性のある箇所の点検とその結果報告をお願いする予定ですので、あらかじめご承知おきのほどお願いいたします。

また、学校事故の対応に関しては、「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）＜令和3年5月25日 3文科教第218号＞により依頼しているところですので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

以上のことについて、各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
TEL 03-5253-4111(内線 2254)

消安委第20号
令和5年3月3日

文部科学大臣 殿

消費者安全調査委員会
委員長 中川 丈久
(公 印 省 略)

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べます。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願います。

記

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第3条第1項は、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、国の責務として、地方公共団体と相互に連携を図り、学校における安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする、と規定している。

また、同法に基づいて策定された第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月閣議決定）において、今後、学校の施設又は設備の安全点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要とされ、国は、学校向けの定期点検要領の作成について検討し、その普及を図ることが計画に盛り込まれた。

以上を踏まえ、調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等の防止のために講ずべき施策又は措置について、文部科学大臣に以下のとおり意見する。

1. 安全点検の改善

(1) 安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検の手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

一 学校の施設又は設備による事故等

【消費者安全調査委員会】

学校における施設又は設備の安全点検の担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

2. 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故の発生可能性のある箇所（転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等）の点検を依頼し、その結果について把握、検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することをも依頼すること。

1 調査の目的

学校は、学校保健安全法により、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の安全点検を行うこととされており、ほぼ全ての学校で安全点検が実施されている。しかし、教室の窓からの転落、ゴールポストの転倒等、学校の施設又は設備に起因して、児童生徒等が死亡する事故等が発生している。

消費者安全調査委員会は、被害の発生又は拡大の防止を図るため、小中学生が被災した事故等のうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等について、公立の小中学校を中心に調査を行うこととした（写真1、2は、訪問した学校において確認された、死亡の危険のある設備例）。



写真1 教室の窓際に設置された棚



図1 事故のイメージ (棚に登り窓から転落)



写真2 積み重ねられ固定されていない棚

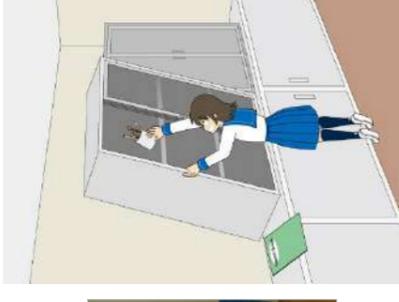


図2 事故のイメージ (棚の転倒及び落下)

2 事故の発生状況（事故の事例について、報告書2参照）

事故情報データベースに登録されている事故のうち、2012年4月から2022年3月までの間で、主に学校の施設又は設備が原因で小中学生が死亡したと考えられる事故は9件登録されていた。

この内訳は、窓からの転落が5件（うち4件は窓際にある棚等の上に乗った後、転落）、吹き抜けからの転落、椅子からの転倒、ゴールポストの転倒、防球ネット支柱の倒壊が各1件であった。

死亡事故以外の事故は、2017年4月から2022年3月までの間で103件登録されていた。事故が発生した施設又は設備は「窓、ドア等のガラス」(27件)、「ドア、扉（ガラスによる事故を除く）」(12件)、「大型設備（ゴール、ひな壇、テント等）」(10件)、「窓（ガラスによる事故を除く）」(8件)などであった。

3 認定した事実

法令等示されている学校の安全点検（文献等調査）

学校の安全管理に関する法律として学校保健安全法がある。この法律には、国や学校の設置者（教育委員会）の責務に加え、学校において、学校の施設及び設備の安全点検や職員の研修等、安全に関する事項について計画を策定し、実施しなければならないことなどが規定されている。

安全点検の実施方法については、学校保健安全法、文部科学省が作成した資料等により、実施時期、方法、対象などが具体化されており、点検表の作成方法、作成をする上での参考資料、一例などが示されている。安全点検の担い手については、教職員の標準的な職務の例（文部科学省による通知）に安全点検が挙げられている。また、文部科学省が作成した資料において、定期（毎月・每学期）の安全点検について教職員全員が実施するという記載がみられる。学校安全に関連する資料は文部科学省等により多数作成されている。

学校の安全点検の実態（アンケート調査）

全国の公立の小学校1,000校、中学校500校に対してアンケートを実施し、1,282校から回答を得た。安全点検時に使用する点検表が「ある」と回答した公立の小中学校は1,282校中1,254校（97.8%）であった。点検表を見直す検討を行っている時期の回答として定期的（年度ごと等）に見直しているとの回答は1,254校中1,093校（87.2%）であったが、「施設・設備に起因した事故が発生したとき」が1,254校中480校（38.2%）、「施設・設備の改修を行ったとき」が1,254校中391校（31.2%）、「教育委員会から要請があったとき」との回答は1,254校中374校（29.8%）であり、それぞれ4割を下回った。施設又は設備による事故を防止する上での課題については「安全に関する知識・経験」との回答が1,282校中663校（51.7%）、「時間」との回答が1,282校中787校（61.4%）であった。安全点検の知見を有する外部人材が点検に参加していないと回答した公立の小中学校は1,282校中827校（64.5%）である。この理由として「予算の都合で難しい」との回答が827校中635校（76.8%）、「適切な外部人材を見つけることが難しい」との回答が827校中652校（78.8%）であった。

学校で使用されている点検表の実態（収集資料調査）

アンケートに回答した公立の小中学校から安全点検に使用している点検表を収集し調査を行った。365校中131校（35.9%）の学校の点検表の様式には、点検の項目又は点検の観点が記載されているかった。131校中50校の点検表は、図3のように、「教室」というような場所の記載のみであった。残る81校の点検表は、図4のように、教室の点検項目として「窓」などの記載はあるが、足掛かりとなる設置物があるか、といった点検の観点がみられなかった。

窓からの転落の危険を点検の観点としていたのは365校中52校（14.2%）であった。棚やロッカー等転倒の危険を点検の観点としていた学校は365校中76校（20.8%）にとどまり、トイレの水漏れや黒板の汚れ等、危険性の低い箇所を点検の項目としていた学校は365校中232校（63.6%）であった。

点検対象	担当	異常の有無	状況
普通教室			
家庭科室			
図工室			
音楽室・楽器庫			
図書室			

図3 場所しか記載されていない点検表の例

学校施設・設備の危険事例（訪問調査）

点検表を用いて安全点検を行っている公立の小中学校各2校を訪問し、調査を行った。全ての学校に、写真1のような、窓際に机等が設置され転落の危険のある窓、写真2のような、固定されずに積み重ねられ、転倒及び落下の危険のあるロッカー等の施設・設備が確認された。

安全点検を担う教職員の勤務実態等（公表資料調査）

文部科学省によれば、2022年4月から7月までの平均として、45時間を超えて時間外勤務を行っている教職員は、小学校で36.9%、中学校の教職員で53.7%である。安全点検業務について、教職員が担う業務の明確化及び適正化についての整理は確認できていない。

4 認定した事実に基づく課題の抽出

学校保健安全法により、学校において、学校の施設及び設備の安全点検を実施しなければならないとされており、ほぼ全ての公立の小中学校において点検表を用いた安全点検が実施されている。しかし、訪問した公立の小中学校において、小中学生が死亡する危険のある施設又は設備が確認された。死亡の危険のある施設又は設備を点検項目とせずに、黒板の汚れ等危険性の低い箇所を点検の項目とした点検表を用いている公立の小中学校が存在し、このような点検表に基づき安全点検を実施している可能性がある。

文部科学省が作成した資料等には、安全点検の実施方法の例などが示されている。しかし、学校に潜むリスクを見積もる具体的な手法、安全対策の優先順位を合理的に決定する考え方等について述べられた資料は確認できなかった。これら事実より、一部の小中学校において、実効性のある安全点検が行われておらず、この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないことが考えられる。

また、教職員が学校の安全点検の担い手とされているが、厳しい勤務実態が公表されている。公立の小中学校へのアンケートでは、事故防止の課題として、安全に関する知識や時間が挙げられている一方、予算、適切な外部人材を見つけることが難しいことなどを理由に、外部人材が安全点検に参加していないなどの回答が見られた。これら事実より、安全点検の担い手の支援が不十分であることも課題と考えられる。

5 原因

学校の施設又は設備による事故等の主たる原因の一つは、実効性のある安全点検が実施されていないことである。この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないこと及び、担い手の支援が不十分であることの二つが考えられる。

6 再発防止策の検討に係る調査

科学的に安全を確保する考え方及び手法

科学的に安全を確保する考え方、手法として、子どもの安全の指針（Guide50）、労働安全衛生法に基づく指針、ユネスコの教育施設に係るガイドラインなどが参考となる。

安全点検の担い手となる人材

安全点検の担い手となる人材は、役割別に、有識者（労働安全）として労働安全コンサルタントや安全管理士、事務補助者としてシルバート人材センターの会員などが考えられる。

7 再発防止策

学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上では、安全点検の手法の改善及び担い手の支援を行う必要がある。また、特に死亡事故の発生可能性のある箇所については、実効性のある緊急的な対策が必要である。なお、調査の対象としていない高等学校等においても同様の対策を必要とする可能性がある。

安全点検の改善

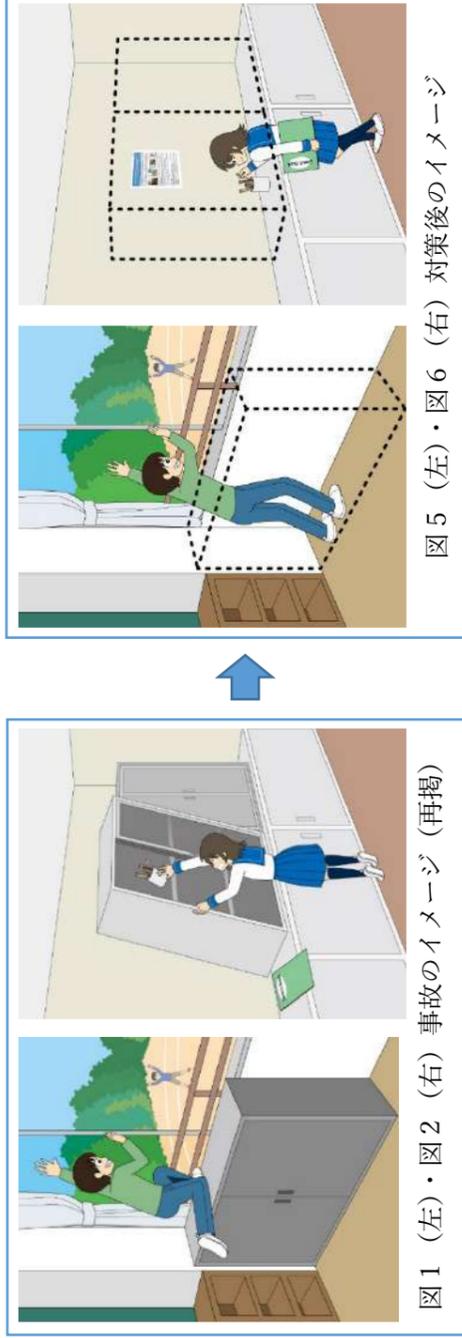
学校における施設又は設備による事故等の防止を図る上で、まず、安全点検の手法について、労働安全分野におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善が必要である。

また、安全点検の手法の改善だけでなく、教職員が行うべき業務、遊具や建築の専門家が行うべき業務、教職員以外にも可能な業務などについて考え方を明らかにすること、教職員が確認すべき学校安全に関する資料の精査（見直し、整理統合等）、外部人材活用の促進も必要である。

緊急的対策（対策が必要な施設・設備の事例について報告書3、4参照）

安全点検の改善には、年単位の時間を要する可能性がある。しかし、調査で確認された小中学生が死亡する可能性のある施設及び設備については、教職員の負担に配慮しつつも直ちに対策を行う必要がある。

そこで、例えば①窓際の設置物、②固定されていない積み重ねた棚などに限定した緊急的安全点検を行い、窓際の設置物は撤去する、積み重ねた棚は下ろす（撤去する）、固定するなどの対策が求められる。



8 文部科学大臣への意見

学校保健安全法第3条第1項は、各学校において安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、国の責務として、地方公共団体と相互に連携を図り、学校における安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとす、と規定している。

また、同法に基づいて策定された第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月閣議決定）において、今後、学校の施設又は設備の安全点検に関する標準的な手法について検討が行われることが必要とされ、国は、学校向けの定期点検要領の作成について検討し、その普及を図ることが計画に盛り込まれた。

以上を踏まえ、調査委員会は、学校の施設又は設備による事故等の防止のために講ずべき施策又は措置について、文部科学大臣に以下のとおり意見する。

1 安全点検の改善

（1）安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検に関する手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

（2）安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検に関する担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

2 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故が発生する可能性のある箇所（転落の危険のある窓や固定されず積み重ねられたロッカー等）の点検を依頼し、その結果について把握、検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することも依頼すること。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る
Jアラート等を通じた緊急情報発信時等の行動について

教育長

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応については、平成29年8月18日付け、平成29年9月8日付け及び平成29年9月21日付け事務連絡で通知したところですが、県教育委員会としての対応を別紙のとおりまとめましたので、全教職員で共通理解を図るとともに児童生徒及び保護者へ周知願います。

添付資料

- 別紙1 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係るJアラート等を通じた緊急情報発信時等の行動について
- 別紙2 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る臨時休業の判断基準について
- 別紙3 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る状況別対応表
- 別紙4 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る学校における安全体制について
- 参 考 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

関係通知文

- 平成29年8月18日付け事務連絡
北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について
- 平成29年9月8日付け事務連絡
北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
- 平成29年9月21日付け事務連絡
北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について

担当 保健体育課 食育安全班 眞田
Tel. 076-444-3445
FAX 076-444-4436
E-Mail akinobu.sanada@pref.toyama.lg.jp

1 Jアラート等を通じた緊急情報が発信された場合

○Jアラート等を通じた緊急情報の内容を聞き、落ち着いて直ちに次の行動をとる。

【屋外にいる場合】

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中や地下に避難する。周囲に避難できる建物や地下等がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

2 ミサイルが落下した場合の行動

○近くにミサイルが落下した場合に取るべき行動は以下の通り。

【屋外にいる場合】

- ・口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

【屋内にいる場合】

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

【情報収集】

- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

【落下物について】

- ・落下物に有害な燃料が付着している場合も考えられるため、不用意に近づかない。速やかに警察、消防又は海上保安庁に連絡する。

3 臨時休業（自宅待機）について

- ・ミサイルが「領土・領海」外に落下した場合は、通常教育活動を行う。登校途中にJアラート等が発信された場合、安全確認後、登校する。
- ・ミサイルが日本の「領土・領海」に落下した場合、学校は、臨時休業（自宅待機）とする。登校途中の児童生徒は、情報収集し、安全な場所（自宅・学校等）に移動する。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る臨時休業の判断基準について

1 臨時休業の判断基準

○日本の「領土・領海」外に落下 → 原則、通常教育活動
○日本の「領土・領海」に落下 → 原則、臨時休業（臨時下校）

2 留意事項

- 登校時等、児童生徒で判断しなくてはいけない場合があるため、児童生徒に「臨時休業の判断基準」を周知しておく。
- 臨時休業の解除の判断は、県教育委員会が行う。
- 授業再開の連絡方法については、事前に児童生徒や保護者に周知しておく。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る状況別対応表

※学校内の検討用に活用下さい

1 Jアラート等が発信された場合（初動対応）

児童生徒	
登校前	①Jアラートの内容を聞き、避難行動 ②情報収集 ③自宅待機
登下校時	①Jアラートの内容を聞き、避難行動
在校時	②情報収集
校外活動時	

2 Jアラート等発信後のミサイル状況別対応について

ミサイルの状況	「領土・領海」外に落下	「領土・領海」に落下
	中部・関東地域を通過 中部・関東地域に落下	中部・関東地域以外に落下
Jアラートの発信状況	Jアラート発信あり (交通機関の運転見合わせ等が見込まれる)	初発のJアラート発信なし 領土・領海落下後、Jアラート発信あり
臨時休業等の判断	自宅待機から繰り下げ登校 〔安全確認がとれない場合、臨時休業の措置をとる場合あり〕	臨時休業（児童生徒は自宅待機） 〔継続・解除は、県教育委員会が判断し、各学校に連絡〕
登校前	児童生徒は ①自宅待機 ②情報収集 ③安全確認後、繰り下げ登校	児童生徒は ①臨時休業のため自宅待機 ②学校に安否連絡
登下校時	（登校時）児童生徒は ①情報収集 ②安全確認後、繰り下げ登校 （下校時）児童生徒は ①情報収集 ②安全確認後、下校	学校にいる児童生徒に対して ①学校で保護 ②情報収集 ③保護者へ安否連絡 ④安全確認後、緊急下校など安全措置（保護者送迎） 学校にいない児童生徒に対して ①安否確認 ②情報収集 ③安全な場所へ移動（指示）（自宅・学校） ④保護者へ安否連絡
在校時	児童生徒に対して ①情報収集 ②安全確認後、教育活動再開	児童生徒に対して ①学校で保護 ②情報収集 ③保護者へ安否連絡 ④安全確認後、緊急下校など安全措置（保護者送迎）
校外活動	同上	同上 (安全な場所で保護、自校・保護者へ連絡)

【留意事項】 ●原則、ミサイルへの対応はその都度行う。

●上記対応以外でも学校の実情や状況により、学校長の判断が必要な措置をとる。

●県の「緊急対応事態対策本部」と連携し、緊急に安全措置が必要な場合は、県教育委員会から各学校に連絡する。

●授業の再開を児童生徒へ連絡する方法については事前に周知しておく。

【参 考】

※参考文例です。
学校の実情に応じて、内容を検討し、
飛出して下さい。

平成29年10月 日

保護者各位

富山県立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る学校における安全体制について

下記のように留意され、学校での安全体制を構築すること

1 児童生徒自身の判断で身を守ること

登校前・登下校時等でＪアラート等の緊急情報が発信され、児童生徒自身が判断・行動しなければならぬ場合もあることから、児童生徒に避難行動や落下物に對しての行動を周知しておくこと。

2 Ｊアラートの受信と校内連絡

学校によっては、防災行政無線が設置されていないため、Ｊアラートが受信できない場合がある。携帯電話会社の緊急受信メールやエリアメールを受信できるようにし、速やかに校内連絡できるようにしておくこと。

3 全教職員の共通理解

児童生徒の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。国民保護ポータルサイト等を参考に、様々な状況を具体的に想定しつつ、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行い、避難訓練を実施すること。

4 臨時休業等の対応と緊急連絡体制

ミサイルが領土・領海に落下した場合、臨時休業の措置をとる。その対応を保護者・児童生徒に周知しておくこと。また、児童生徒の安否確認のため、保護者・児童生徒との緊急連絡体制を整えておくこと。

5 スクールバス等利用時の行動

Ｊアラート等発信された場合、バスを止め、下車し、屋内避難をすることが原則である。しかし、特別支援学校の児童生徒の実情によっては、必ずしもバスから降りず、車内で待機する対応があることについて、事前に保護者と連絡しておくこと。また、特別支援学校のスクールバスでの登下校や校外活動時などにＪアラート等が発信された場合の対応を、あらかじめバスの委託業者等と確認しておくこと。

6 寄宿舎および寮での対応

寄宿舎及び寮での対応を事前に保護者と連絡しておくこと。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

標記のことについては、下記のとおりとします。保護者におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 児童生徒自身の判断で、避難行動をとり、身を守ることができるようにする。

登校前・登下校時等で、Ｊアラート等の緊急情報が発信され、児童生徒自身が判断・行動しなければならぬ場合があります。自宅・通学路での避難行動や落下物に對しての対応を学校同様、ご家庭で確認ください。

2 Ｊアラート等が発信された場合、登校前を含め全ての状況で、原則以下のように対応します。

Ｊアラート等が発信された場合の対応の流れ（登校前を含め、全ての状況で）

(1) Ｊアラートの内容をよく聞く

(2) 避難行動

(3) 情報収集

(4) ミサイルが「領土・領海」外に落下 → 通常教育活動

（登校時：安全確認後、登校）

ミサイルが「領土・領海」に落下 → 臨時休業（臨時下校）

→ 自宅待機

3 留意事項

- (1) 領土・領海に落下した場合、原則、臨時休業となりますが、学校の実情・状況によっては、校長の判断により、他の適切な対応をとる場合があります。
- (2) 臨時休業の措置をした場合、情報を安全メールなどで連絡します。
- (3) 寄宿舎及び寮生、自宅待機が困難な児童生徒、スクールバス通学時の対応は、別途通知します。

市町村教育委員会教育長
県立学校長 殿
教育事務所長

富山県教育委員会保健体育課長

「防犯上の指針」の改定について

平成 30 年度から令和元年度にかけて、県内外で子どもや地域の安全・安心を脅かす重大な事件が相次いで発生したことを受けて、富山県安全なまちづくり条例に基づく「防犯上の指針」が改定されましたので、お知らせします。

今回の改定において、学校関係としては、「簡便な侵入防止対策（校門（正門）から玄関までの来校者誘導ラインの設置）」と「犯罪機会論に基づく地域安全マップの作成による危険回避力の育成」が盛り込まれましたので、学校における防犯対策の実施にあたりご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 改定のポイント ※別添「改定の概要」参照

(1) 「総則」を新設し、基本的方向を策定

- 最新の犯罪予防理論である「犯罪機会論（犯罪者（人）ではなく犯罪の機会（場所・環境）に注目する理論）」の考え方を導入
- 同理論に基づく「犯罪抑止の 3 要素（①犯罪者の力が及ばない範囲を明確にする領域性、②犯罪者を見張り、犯行対象を見守る監視性、③犯罪者からの力を押し返す抵抗性）」と「防犯環境設計（建物や街路などの物的環境の設計により犯罪の予防を図る手法）」を含む構成

(2) ソフト面（意識面）での取り組み

- ホットスポット・パトロール（犯罪が起きやすい場所を重点的に見回ることにより、少人数・短時間でも犯罪抑止効果が期待できるパトロール手法）の推奨

(3) 心理的領域性（犯罪企図者が侵入・活動しにくい環境）を確保

- 住宅敷地等における芝生と舗装路や、カラータイル舗装での区分けによる犯罪企図者が侵入しにくい環境を推奨
- 住宅団地等におけるクルドサック（袋小路）や道路のハンプ（凸部）等の設置による犯罪企図者に対する視認性の確保や逃走阻止につながる環境を推奨

(4) ゾーニング等により子どもと女性の安全に配慮

- 公園では、遊具の集中配置やフェンスで囲むこと等により子どもと保護者以外は入りにくく感じる子ども向けエリアの設定、犯罪企図者に機会を与えないベンチ等の配置を推奨
- 公衆トイレは男女の出入口を近接させない、身体障害者用トイレは可能な限り男女別の設置を推奨

(5) 簡便な侵入防止対策と地域安全マップの作成

- 学校等における来校者誘導ラインの設置により、来校者はラインに沿って歩くことから、犯罪企図者が侵入しにくくなる環境を推奨
- 地域安全マップの作成により、子ども自身が危険な場所を見抜き、危険を回避する力の育成

2 改定日

令和 2 年 9 月 1 日

■ 「防犯上の指針」

http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00011005/01466802.pdf

■ 「防犯上の指針」の概要（パンフレット）

http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00011005/01466805.pdf

※⑧は一連の事件発生を踏まえた当面の新規緊急対策

1. 推進体制の確立

- ① 安全なまちづくり推進本部に「児童生徒の安全確保専門部会」（仮称）を設置し、新年度予算も踏まえた総合的な安全確保対策をとりまとめます。
- ② 幼児児童生徒の安全確保のための緊急対策会議や富山県児童生徒の安全対策会議を開催し、関係者間の情報を共有化し安全対策を推進します。

2. 市町村、学校等への指導

- 市町村教育委員会、県立学校、私立学校、保育所へ取組み内容を通知するとともに、今後、市町村教育長会議、小・中学校校長会等を通じて、子どもの安全対策の周知徹底を図ります。

3. 登下校時の緊急安全対策の実施

- ① 各学校で「集団登下校」や「通学路の安全点検と見直し」を進めます。
- ② 登下校時に合わせ、パトカー等によるパトロール活動を実施します。
- ③ 登下校時に合わせ、青色回転灯による民間パトロール活動や学校安全パトロール隊による巡回を強化します。
- ④ スクールドラジーダー（16名）による小学校や通学路の巡回を強化します。
- ⑤ 学校安全パトロール隊指導員（各中学校区に1名程度）を委嘱し、パトロール活動の促進を図ります。
- ⑥ 学校安全パトロールマニュアルを作成、配布します。
- ⑦ 防犯プザーの児童・生徒への貸与、点検、活用を進めます。
- ⑧ 子ども110番の家に代して、登下校時の安全確保への協力を要請します。

4. 安全教育の実施

- ① 各学校での地域安全マップの作製を進めます。
- ② 地域安全マップ指導者養成研修を実施します。
- ③ 子ども安全サポーターによる各学校での防犯教室の充実を図ります。

5. 不審者情報ネットワークの構築

- ① 各学校や警察署において、電話、メール、FAX による不審者情報の提供体制の構築を進めます。
- ② 県ホームページにおいて不審者情報を提供します。

6. その他

- ① 「児童等の安全の確保に関する指針」の周知を図ります。
- ② 学校における危機管理マニュアル及び学校安全計画の作成・見直しを促進します。

児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、富山県安全なまちづくり条例（平成17年富山県条例第1号）第28条の規定に基づき、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）について、児童等の安全の確保に関する方策、児童等の安全を確保するための体制整備等を示すことにより、児童等に対する犯罪を防止することを目的とする。

福 第 2 号
 文学 第 1 号
 児青 第 3 号
 平成18年1月5日

市町村教育委員会教育長
 市町村児童福祉主管課長
 県立学校長
 教育事務所長
 私立学校長
 富山大学人間発達科学部附属学校長

殿

富山県教育委員会教育長
 富山県経営管理部長
 富山県厚生部長

犯罪から子どもを守るための対策等について（通知）

このたび、広島県（11/22）と栃木県（12/1）での児童誘拐殺害事件を受け、文部科学省から、別紙のとおり、国の「犯罪から子供を守るための対策」についての通知がありました。

「犯罪から子どもを守るための対策」についての通知がありました。

また、県といたしましたが、去る12月26日に「富山県危機管理連絡会議」を開催し、別紙のとおり「子どもの安全確保に関する当面の方針」を取りまとめましたこととあります。

これまで、一連の事件を受け、子どもの安全を確保するため、平成17年12月7日付け福第311号・文学第676号・児青第967号や「幼児児童生徒の安全確保のための緊急対策会議（12/9）」等により、警察との連携や通学路の安全点検の徹底、安全教育の推進、不審者情報等の共有など、地域ぐるみの安全対策の徹底をお願いしてきてきたところであります。

つきましては、今回の通知及び「児童等の安全確保に関する指針」等を踏まえ、

(1) 全ての通学路における防犯教室の開催

(2) 全ての学校等における防犯教室の開催

(3) 不審者情報等の警察と学校・家庭・地域等との迅速な情報伝達網の整備

(4) 全小学校区での「学校安全パトロール隊」の年度内早期結成と活動の促進

など、登下校時の安全対策を一層強化し、子どもの安全確保に万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村におかれましては、所管の幼稚園、保育所、小学校、中学校等に対しても、この旨指導方よろしくお願いいたします。

別紙

子どもの安全確保に関する当面の方針

平成17年12月28日
 富山県危機管理連絡会議

子どもの安全確保を図るため、12月26日に富山県危機管理連絡会議を開催し、当面の緊急対策として、市町村、学校、家庭、地域と連携を図りながら、次の事項に取り組むこととしましたので、お知らせいたします。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等及び通学路等に関し、学校等及び通学路等の設置者又は管理者等が、児童等の安全を確保する上で配慮すべき事項や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針の適用にあたっては、一律的に適用するものではなく、関係法令、建設計画上の規制、管理体制の整備状況等を考慮し、対応が困難と判断される項目については除外するものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 児童等の安全の確保に関する方策

児童等の安全を確保するため、緊急事態発生時における対応を内容とする「危機管理マニュアル」の作成又は見直しを行うとともに、次の方策に取り組みものとする。

- 1 不審者の侵入防止と早期発見対策
正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次の対策の実施に努めるものとする。
 - (1) 不審者の侵入防止対策
ア 入口の限定、門扉の施錠等の措置
イ 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
ウ 来校者用の入口、受付等の明示及び経路の表示
エ 防犯器具や防犯設備の設置
 - (2) 不審者の早期発見対策
ア 教職員やボランティア（学校安全パトロール隊(注15)等）による校内巡回の実施
イ 防犯設備（防犯カメラ、テレビモニター等）による監視
ウ 来校者に対する名簿の記入及び来校証の使用の要請
エ 来校者への声掛けの励行
オ 児童等を迎える者についての把握と確認
- 2 不審者の侵入など緊急時の対策
不審者の侵入など学校等における緊急時の発生に備え、住民、地域（町内会、自治会、PTA、ボランティア等）の関係団体をいづ。以下同じ。）及び警察、消防等の関係機関と連携し、次の対策に努めるものとする。
 - (1) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定
 - (2) 教職員やボランティアの連携による緊急時における校内での監視・侵入阻止・排除体制の構築
 - (3) 緊急時における児童等への注意喚起及び避難誘導の方法の決定並びに警察、消防等への早期通報
 - (4) 緊急時における学校等の内外の安全確保についての警察、消防等への協力依頼
- 3 学校等の施設・設備の点検整備
不審者の侵入を防止し、児童等や学校等の関係者の安全を確保するため、次の施設、設備等の点検や整備に努めるものとする。
 - (1) 学校等への不審者の侵入を内部から確認できる職員室
 - (2) 校門、囲障（敷地の境界線上に設けられた垣等）、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓及び出入口、施設設備

- (3) 死角の原因となる障害物の除去
- (4) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム（敷地境界や建物内に設置する防犯カメラ、防犯センサー、テレビモニター等）、通報システム
- (5) 各種防犯器具（防犯ブザー、刺股等）

4 通学路等の安全対策

通学路等の安全を確保するため、通学路等の管理者、警察、消防等の関係機関、住民、地域による推進体制を整備し、次の対策や安全な環境整備に努めるものとする。

- (1) 通学路等の安全対策
ア 安全な通学路の設定と集団登下校の実施
イ 通学路等の危険箇所の確認など安全点検の実施
ウ 犯罪が起こりやすい場所を表示した安全マップの作成及び配布
エ 学校安全パトロール隊等による巡回
オ 児童等への防犯ブザーの配布
- (2) 通学路等の安全な環境整備基準
ア 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度（概ね3ルクス、注8）以上の照度が確保されていること。
イ 通学路等の周辺に、子ども110番の家（注14）や防犯連絡所など緊急時に児童等を保護するボランティアの活動拠点が設けられていること。
ウ 地下道その他特に児童等に対する犯罪発生危険性が高い通学路等には、防犯設備（子ども緊急通報装置（注13）、防犯ベル等）が設けられていること。
エ 周囲からの見通しが確保されていること。また、死角となる物件や箇所がある場合は、死角を解消するための防犯設備（ミラー等）が整備されていること。
オ 道路については、幅員が広いなど、構造上可能な場合は、歩道と車道が分離されていること。

5 児童等に対する安全教育

児童等が生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、様々な危険を予測できる能力を育成するため、学校、家庭及び地域が連携し、次の取組みに努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための防犯訓練の実施
- (2) 子ども110番の家などの緊急避難場所及び地域内の危険箇所等の周知
- (3) 防犯ブザーの携帯や使用方法の周知
- (4) 緊急避難場所への駆け込み訓練及び被害にあった場合の対処方法の指導
- (5) 誘拐、連れ去りに遭わないための対処方法等の指導
- (6) 地域社会の安全について、児童等が主体となって学ぶ教育の実施

第3 児童等の安全を確保するための体制整備

児童等の安全を確保するため、学校等及び通学路等の安全管理を内容とした「学校安全計画」の作成又は見直しを行うとともに、次の体制整備に取り組むものとする。

- 1 学校等の安全確保のための体制整備
教職員、保護者、ボランティアその他関係機関が連携し、次の対策の実施に努めるものとする。
 - (1) 学校安全委員会を設置し、教職員による安全確保体制の整備、緊急時の役割分担の確認及び協力体制の明確化
 - (2) 教職員の危機対応能力の向上を図るための指導・研修・訓練の実施

○富山県安全なまちづくり条例 一部抜粋 (平成 17 年 3 月 25 日 富山県条例第 1 号)

(児童等の安全の確保に関する指針の策定)

第 28 条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 28 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。))及び同法第 82 条の 2 に規定する専修学校の高等課程をいう。以下同条。及び児童福祉施設(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。))における児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。))の安全の確保並びに通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。))における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(学校等における児童等の安全の確保のための措置等)

第 29 条 学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。))を設けし、又は管理する者は、当該学校等における児童等の安全の確保を図るため、前条第 1 項に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等を設けし、又は管理する者は、必要があると認めるときは、前条第 1 項に規定する指針に基づき、その所在地を管轄する警察署の職員、児童等の保護者、地域における安全なまちづくりに関する自主的な活動を行う者その他の関係者の参加を求め、当該学校等における児童等の安全の確保を図るための体制を整備するよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保のための措置)

第 30 条 通学路等を設けし、又は管理する者、児童等の保護者、学校等の管理者、地域の住民等及び通学路等の区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全の確保を図るため、第 28 条第 1 項に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又はそのおそれがあると認められる場合は、その状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。

(児童等の安全の確保に関する教育の推進)

第 31 条 県は、学校等、家庭及び地域の住民等と連携して、児童等の安全の確保に関する教育の推進に努めるものとする。

(3) 警察及び消防の協力の下、教職員、保護者、ボランティアによる防犯訓練、応急手当訓練等の実施

(4) 学校等の敷地内及び外周の巡回体制の整備

(5) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置

(6) 校外での教育活動時における連絡通報体制の整備

(7) 防犯カメラを設置する場合は、プライバシーに配慮した適正な運用

2 学校、家庭、地域、警察等の関係機関の連携
住民、保護者、地域及び学校等の管理者と警察及び関係自治体とが連携、協力し、児童等の安全につながる次の対策の実施に努めるものとする。

(1) 住民、保護者及び地域による協力

ア 保護者、ボランティア(学校安全パトロール隊等)による登下校時のパトロール

イ 学校支援ボランティア(注16)活動との連携

ウ 不審者を発見した場合の警察及び学校等への通報

エ 緊急時の保護活動

オ 通学路等の安全点検の実施

カ 危険箇所の改善に向けた取組み

キ 住民による声掛け運動の推進

(2) 児童等の安全に関するパンフレットの配布や地域への掲示等、遊やかな周知体制の整備

(3) ことも 110 番の家の拡大に向けた関係機関への働きかけ

(4) C A T V、コミュニティ F M、インターネット等による情報提供

(5) 通学形態に合わせた安全確保のための学校等と保護者との連携及び協力

(6) 「富山県児童生徒の安全対策会議」(注17)による安全対策の推進

(7) 保護者及び関係機関(学校等、地域、警察、県・市町村等)の間における不審者情報の迅速な提供と情報の共有

(8) 保健医療機関や臨床心理士との連携による心のケアを必要とする児童等への支援体制の整備

【用語の解説】

(注6)「人の行動を予測できる程度」とは、4 m 先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度をいい、平均水平照度(床面又は地面における平均照度)で概ね 3ルクスとされている。

(注13)「緊急通報装置」とは、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)や子ども緊急通報装置など、緊急時に通報者が連絡ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル、カメラ、スピーカーなどが作動し、警察と直接通話できる装置をいう。

(注14)「子ども 110 番の家」とは、不審者に声をかけられるなど危険を感じて助けを求めてきた児童等を一時的に保護し、警察等に通報してくれる通学路周辺の民家、商店、コンビニエンスストア等をいう。

(注15)「学校安全パトロール隊」とは、登下校時等の子どもを守るパトロール活動を行うため、主に小学校区単位で、P T A や自治会、消防団等の地域住民によって組織されるボランティア組織をいう。

(注16)「学校支援ボランティア」とは、地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。

(注17)「富山県児童生徒の安全対策会議」とは、児童等への安全教育や学校等の安全管理など、地域ぐるみの安全対策を協議するため、学歴経験者や教育関係団体等からなる県が設置した会議をいう。

犯罪から子どもを守るための対策（抄）

平成17年12月20日

平成21年12月22日改訂

犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議

第一章 現在進行中の事項及び今後の推進事項

第一節 登下校時の安全確保のための対策

1 学校における対策

(1) 防犯教育の推進

○ 防犯教育の推進

幼児児童生徒に対し危険を予測し、回避する能力を身につけさせるように、実践的な安全教育を進めるため、学校における安全教育の資料として教師用の安全教育参考資料「『生きる力』をばぐむが学校での安全教育」を平成13年11月に作成し、配布してきたところであり、その中でも、①通学路の要注意箇所マップの作成・周知、②地域の関係機関等の連携、③「子ども110番の家」等の登下校時の緊急の避難場所の周知、④登下校時の緊急の際の対処法の指導など、通学路による登下校の徹底や通学路の要注意箇所の把握について言及しているところである。この参考資料については、学校安全に関する規定を充実した学校保健安全法の施行等を踏まえ、平成21年度に改訂し、各学校に配布することとしている。

また、平成17年11月、12月に発出した通知等においても、登下校時における安全確保について、①通学安全マップの作成等を通じた指導、②防犯教室等の活用、③万一の場合に対応するための指導について言及しているところであり、教員研修、研究協議会等においてその趣旨の周知徹底を図る。

○ 防犯教室の推進

子どもが学年や理解度に応じた参加・体験型等の効果的な被害防止教室を推進するとともに、防犯教室の教育内容・方法の充実を図るため、教職員や警察官等防犯教室の講師に対する講習会の実施を推進する。

2 地域における対策

(1) 犯罪を起こしにくい環境整備

○ 子ども緊急通報装置等の整備

通学路、児童公園等に設置され、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備え、緊急時に警察への通報ができて街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）や子ども緊急通報装置を整備した。子ども緊急通報装置については、平成14年度に「子どもを守る緊急支援対策事業」として47地区に329基、16年度から19年度は補助事業として12地区72基整備し、現在、運用している。

○ 子どもを犯罪から守るための環境づくりの支援

子どもを犯罪から守るための環境整備のため、平成21年度補正予算において、「子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業」として、全国で15の防犯ボランティア団体

をモデル事業実施団体に選定し、子ども見守り活動等を補完するための防犯カメラの整備、団体の情報発信等のための支援サイトの運営等を推進している。

(2) 子どもを守るための諸活動の充実

○ 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の推進

学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）養成・研修のため、最新の情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など実践的な事例等を学ぶことができる「スクールガード養成講習会」を推進するとともに、各学校を巡回し、学校安全ボランティア（スクールガード）の指導や警備のポイント等についての指導を行うスクールガードリーダーの巡回指導等を推進する。

また、登下校時におけるパトロール、防犯訓練の実施、通学安全マップの作成、ITを活用し関係者間で情報を効果的に共有できるようにするための取組、路線バス等をスクールバスとして活用し通学路の安全を確保するための取組等、学校・家庭・地域が一体となり子どもの安全を見守る活動を支援する。

○ 路線バス等を活用した通学時の安全確保

国内外の参考となる事例の提供等により、地域の路線バス等を登校時又は下校時にスクールバスとして活用する取組を促進する。

○ 公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援

・ 公民館等の活動拠点としたボランティアによる自主防犯活動に対する支援を拡充し、子どもの安全確保のための活動を推進する地区を追加指定して、通学路等警戒活動に役立つ物品等の貸与のほか、地域安全情報の提供、防犯講習・訓練の実施、警察官との合同パトロールを実施している。

・ 自主防災組織等が中心となり、関係団体等と連携を図り、公民館等を防災・防犯活動の拠点（地域安心安全ステーション）とし、防災・防犯パトロールや防災訓練などを行う地域安心安全ステーション整備モデル事業（消防庁と警察庁が連携して実施）の実施団体を選定するとともに、出前講座やシンポジウムを開催し、事業の全国展開を促進した。また、地域安心安全ステーション整備モデル事業のうち顕著な取組事例について、消防庁のホームページに掲載することによって幅広く周知している。

○ 「子ども110番の家」に対する支援

通学路等において、子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行う「子ども110番の家」の活動について、平成17年10月、保護の要領や警察への通報等に関するマニュアルを作成して都道府県警察に配布したほか、引き続きその活動の支援に努めている。

○ 学校警察連絡協議会等の活用促進

警察と学校等の間において、児童等の安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的な事案の対応についての協議を行う学校警察連絡協議会等の活用の促進を図っている。

○ スクールサポーター制度の活用

少年の非行防止・立直り支援や学校等における児童等の安全の確保、非行・犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等を行うスクールサポーター（非常勤職員）として、退職警察官その他専門知識を有する人材を警察署へ配置する制度の導入を促進するため、「スクールサポーター制度の拡充について」（平成18年1月）を発出して、スクールサポーター

制度の推進を図ることを都道府県警察に指示している。

警察委員によるスクールサポーターとして報告のあった者は、平成21年4月現在、41都道府県545人となっている。

○ 交番相談員による子どもの見守り活動の実施

平成20年1月に、交番相談員の職務範囲の拡大を内容とする交番相談員運営要綱の改正を行い、交番相談員による登下校時等における子どもの見守り活動を実施している。

○ 母親クラブ等地域における子どもの安全確保に向けた取組の推進

母親クラブ、老人クラブなどの地域組織による子どもの見守り活動や、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターなどによる子どもの送迎等の取組を支援し、子どもの安全確保の活動を推進する。

(3) 情報通信技術を防犯ブザーの活用

○ 子ども防犯ブザーの実効性の確保

子どもが携帯する防犯ブザーによる安全確保の実効性を向上させるため、平成18年11月に関係団体の協力を得て策定した防犯ブザーの性能基準について、平成21年4月に落下強度試験の規格を改正した。改正性能基準に適合した防犯ブザーの普及を促進している。

3 犯罪対策

(1) 取締りの強化

○ 子どもを対象とする犯罪の検挙の徹底等

子どもが被害者となる犯罪の迅速な検挙を図っているほか、平成21年4月、子どもと女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告を講じる活動の専従班を設置し、更なる被害の未然防止対策の強化に努めている。

○ 匿名通報ダイヤルの推進

警察では、平成19年10月から、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい少年の福祉に関する一定の犯罪等に係る通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の運用を開始し、これらの犯罪を早期に認知し、検挙に結び付けるための取組を推進している。また、平成21年7月から、これまでの電話による受付に加え、インターネットによる受付を開始し、更なる利便性の向上に努めている。

(2) 犯罪防止・再犯防止（略）

第二節 犯罪から子どもを守るための総合対策

1 学校における対策

(1) 学校の安全対策の充実

○ 学校の安全管理の取組状況に関する実態の把握と結果の周知

学校の安全管理の取組について、学校や地域の状況等を踏まえ、「危機管理マニュアル」の作成や、防犯訓練等の実施、防犯ブザーの配布、防犯カメラ等の防犯監視システムの整備、さすまた等の安全を守るための器具の配備等が進められているところであるが、その一層の推進を図るため、これらの状況等について、実態調査を行うとともに、その結果を広く公表する。

(2) 防犯教育の充実

○ 防犯教育のための教員の資質の向上

児童生徒等の安全確保を図るためには、研修等の機会を通じて、教員の資質向上を図る必要があるため、平成21年度には、学校安全指導者養成研修（平成21年6月開催）等において登下校時の安全確保を含む子どもを脅かす様々な安全対策課題をテーマにし、教員の資質向上を図ったところであり、各種研修会において教員の資質向上のための取組を進める。

また、学校安全（防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全）の充実のためには、一部の教職員だけでなく学校全体で取り組む必要があることから、平成20年度においては、校内研修等で活用できる先進的な取組の実例や安全対策の知識等を伝達するため、安全教育資料（DVD）を作成し、各小学校に配布したところであり、平成21年度には、中学校・高等学校向けの安全教育資料（DVD）を作成し、配布することとしている。

2 地域における対策

(2) 子どもを守るための諸活動の充実

○ 総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）の推進

各市町村において小学校の余裕教室や児童館等の活用を図り、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、原則としてすべての小学校区での実施を目指して、その着実な推進を図っている（21年度実施箇所数 放課後子ども教室(予定)：全国8,719箇所、放課後児童クラブ；18,479箇所）。

○ コンビニエンスストアのセーフティーステーション化

警察庁は、コンビニエンスストアに対し、「子ども110番の家」の指定、警察官や防犯ボランティアの継続的な立ち寄り、地域安全情報の提供等について協力している。

また、警察庁と経済産業省は、平成17年10月から（社）日本フランチャイズチェーン協会が実施する「コンビニエンスストア・セーフティーステーション活動」の全国展開を支援している。

○ 家庭教育における防犯教育の充実

平成11年から、乳幼児や小中学生を持つ全国の親に対し、家庭教育手帳を作成・配布しているところであり、平成16年から内容の改善・充実に努め、その中で「危険を知ることが、身を守ることにつながる」「子どもと危険や事故の防止、対処の仕方について話し合う」等の記述を盛り込み、子どもを守るための各家庭での意識の啓発を促進している。平成21年版からは配布方法を変更し、全国の教育委員会等に原版を提供して、家庭教育に関する学習機会等での活用を促している。また、平成17年12月9日、幼児児童生徒の安全確保のために（社）日本P.T.A協議会に協力を要請したところであり、学校とP.T.Aの連携の強化等に努める。

第二章 既に措置した事項（略）

登下校防犯プラン

平成30年6月22日

登下校時の子供の安全確保に関する関係関係会議

1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長におかれては、所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課長におかれては、所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課長においては、城内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111 (2695)
FAX：03-6734-3794

子供の安全確保は、安全安心な社会の要である。

しかしながら、平成30年5月、新潟市において、下校途中の7歳の児童が殺害され、未来ある尊い命が奪われるという、痛ましく許しがたい事件が発生した。

また、犯罪情勢をみると、道路上における身体犯の被害件数全体は、過去5年で減少しているにもかかわらず、このうち被害者が13歳未満の子供である事犯に限定すると、ほぼ横ばいで推移している。そして、こうした子供の被害は、登下校時、特に15時から18時の下校時間帯に集中している傾向にある。

従来、登下校時における子供の安全を確保するための対策については、地域の子供は地域で守るという観点から、地域の現場において多岐にわたる努力がなされてきたが、地域の安全に大きく貢献してきた既存の防犯ボランティアが高齢化し、担い手が不足しているという課題がある。

加えて、共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難となっている上、放課後児童クラブ・放課後子供教室等において放課後の時間を過ごす子供が増加し、下校・帰宅の在り方が多様化していると考えられる。

したがって、従来の見守り活動に限界が生じ、「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子供が1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じている。

この「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であると言える。

政府においては、今回のような事件が二度と発生しないよう対策を強化することは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、5月18日、「登下校時の子供の安全確保に関する関係関係会議」を開催した。

以降、従来の取組を検証した上で、今般、「登下校防犯プラン」として、以下のとおり対策を取りまとめた。

社会全体で子供の安全を守るため、この対策に迅速に取り組むこととする。

1. 地域における連携の強化

登下校時における防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会・学校、自治体の3者に加え、放課後児童クラブ・放課後子供教室、地域住民、保護者等の関係者が連携することが不可欠である。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

警察、教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を各地域に構築する。

この「地域の連携の場」として、地域の実情に応じて、通学路の安全確保連絡協議会、学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等、既存の協議の場を活用することは効率的である。ただし、既存の協議の場を活用する場合であっても、確実に登下校時における防犯対策を協議の対象とし、そのために必要な関係者について確実に参画を得ることにより、その成果を実効的な対策に結び付けるよう留意する。

(2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

- ① 内閣府のホームページに「登下校防犯ポータルサイト」を新設し、登下校時における防犯対策に関し、関係省庁の施策、各地域の取組等の情報を集約・発信することにより、地域の取組を支援する。
- ② 文部科学省のホームページ内にある「文部科学省×学校安全」サイト、警察庁のホームページ内にある「自主防犯ボランティア活動支援サイト」等、関係省庁のホームページにおける情報発信についても、登下校時における防犯対策に取り組む関係者の参考となるよう、引き続き充実させる。

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

登下校時における子供の安全確保のためには、関係者が連携して通学路の安全点検を緊急かつ確実にを行い、「1人区間」等の「見守りの空白地帯」等の危険箇所を把握・共有した上で、下記(2)のソフト面と下記(3)のハード面の両面から、環境の整備・改善を行う必要がある。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有

- ① 教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等は連携して、政府が示す要領を踏まえ、平成30年9月末までに、通学路の防犯の観点から緊急合同点検を実施する。

- ② 関係者が連携して合同点検を実施する際には、例えば地域安全マップの作成等を通じ、危険箇所を「見える化」して情報共有し、環境の整備・改善につなげやすくとともに、こうした作業過程を通じ、関係者の連携を実質的に深める。

(2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り

- ① 緊急合同点検により把握された危険箇所について、警察官による警戒・パトロールを重点的に実施する。
- ② 防犯ボランティア団体等、地域住民による見守りについても、危険箇所への重点的な配置にシフトすることにより、その効率的・効果的な実施を図る。

(3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

- ① 緊急合同点検により把握された危険箇所に関し、上記(2)のソフト面での対策を補完するハード面での環境整備・改善策として、現場のニーズを踏まえ、通学路における防犯カメラを緊急的に整備するため、政府において必要な支援を講じる。
- ② 地下通路、駐車場、公園等の公共施設の整備に併せ、安全性の確保等の施設管理上の観点から防犯カメラ、防犯灯、見通しの良い植栽・柵等を設置する場合、市街地整備の一環として、政府において、社会資本整備総合交付金等による支援を実施する。
- ③ 国土交通省等の小冊子「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」を改訂するとともに、各地方整備局等に、防犯まちづくりに関する相談窓口を設置し、自治体における防犯まちづくりの取組を促進する。

- ④ 適切に管理されていない空き家の存在は防犯の観点から望ましくなく、ため、政府において、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく取組、立地誘導促進施設協定制度の活用等を推進する。
- ⑤ 政府において、子供等を対象とした犯罪・前兆事案の発生状況を踏まえ、た地理的特性の分析などの調査研究を実施し、防犯環境整備の充実等に向けた取組を推進する。

3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

警察や自治体においては、あらかじめ登録している者に対し、子供の犯罪被害や不審者に関する情報（以下「不審者情報等」という。）を送信する防犯メールのサービスを実施しており、こうした取組が全国に広がっている。

警察が把握した不審者情報等は、教育委員会を通じて学校や保護者に提供されたり、また、見守り活動を行う防犯ボランティア団体等に提供されたりしているが、事案の概要を知らせるとどまり、受信者側の具体的な対応に資するような効果的な情報提供となっていない側面もみられる。

加えて、放課後児童クラブ・放課後子供教室について、利用している子供の来所・帰宅時の安全確保のためには、警察・学校との情報共有等が必須であるが、そもそも安全確保のためのマニュアルが整備されていないところも多い。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有

- ① 不審者情報等について、従来の教育委員会経由でのやり取りに加え、警察署と学校の間で連絡担当者を決めて直接共有することにより、プライバシーに配慮しつつ、より粒度の高い情報の共有を可能とし、具体的な対応に資するようにする。
- ② 学校が子供等から把握した不審者情報等についても、プライバシーに配慮しつつ、警察署が提供を受けて双方向での共有を行い、必要に応じ、警察の子供女性安全対策班（JWAT）による先制・予防的活動を実施する。

(2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
警察からの情報提供・発信に当たっては、プライバシーに配慮しつつ、発生場所・被害態様に関し、見守りの配置・ルートの変更等に直接役立つようなより粒度の高い情報、保護者等が取り得る防犯対策、提供した情報に係る検挙情報等、受信者側の対応に資する情報についても、併せて提供・発信する。

(3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

- ① 放課後等に児童が来所する放課後児童クラブ等においても来所・帰宅時の安全対策を講じるため、政府において、放課後児童クラブを始め、児童館や放課後子供教室においても利用可能な「来所・帰宅時における安全点検リスト」を改訂し、事業者や自治体に対する説明会等を通し、その適切な利用を図る。
- ② 放課後児童クラブや放課後子供教室への来所・帰宅時において事件・事故等を未然に防ぐ観点や発生時に備える観点から、危機管理体制・安

全確保の対策等について、放課後児童クラブ、放課後子供教室、警察等が、情報を共有し、十分に連携する体制を構築する。

4. 多様な担い手による見守りの活性化

従来の見守り活動に限界がある中、「1人区間」等の「見守りの空白地帯」を埋めるためには、これまでの高齢者世代を中心とした活動の効率化・活性化を図ることはもとより、個人の負担が小さい形で、新たな主体が見守りに関わることを促し、見守りの担い手の裾野を広げる必要がある。このため、以下の対策に取り組む。

(1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進

- ① 見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等を推進する。
- ② 企業によるCSR活動の一環として、事業者が、事業活動とは別に行う見守り等に加え、日常の事業活動を行いながら子供を見守る「ながら見守り」等を推進する。
- ③ 自動車運送業者等に対し、業務に支障のない範囲における「ながら見守り」等への協力、ドライブレコーダーの搭載等を依頼する。
- ④ 政府において、特に10月11日の「安全安心なまちづくりの日」、同日から同月20日までの間に実施される「全国地域安全運動」の期間において、登下校時における子供の「ながら見守り」等を推奨する。
- ⑤ 見守り活動等に取り組む高齢者、現役世代、事業者等に対する積極的な表彰、活動の周知・情報発信、子供を始めとする関係者との交流の場の提供等、地域における更なる理解や協力を確保するための取組を推進する。

(2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援

- ① 学校内外における見守り活動等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）の養成、スクールガードに専門的な指導等を行うスクールガード・リーダーの巡回の推進等により、登下校の見守りの担い手を確保するとともに、見守りの質の向上を図る。
- ② 青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールを実施する防犯ボランティア団体に対し、講習会等の場を通じて、きめ細かい情報提供やパトロールの着眼点等を助言するなどにより、パトロールのより効果的な実施を支援する。
- ③ 防犯ボランティア団体が使用する青パトに装備するドライブレコーダーに関する補助制度の例について、上記1. (2)の「登下校防犯ポータルサイト」等において紹介し周知する。

(3) 「子供110番の家・車」への支援等

- ① 危険に遭遇した子供の一時的な保護、警察への通報等を行うボランティアである「子供110番の家・車」について、運営主体である警察、教育委員会・学校、自治体等が、上記2. (1)の緊急合同点検の機会に実態を確認する。
- ② 実施主体に対し、従来の対応マニュアルを活用しつつ、不審者等を見つけた時の対応について、より実践的・具体的な指導・研修を行うことに加え、平素からの能動的な役割を期待し、見守りへの協力や不審者情報等の受信を依頼するなど、支援を強化する。
- ③ 教育委員会・学校において、通学に係る指導等を通じて「子供110番の家」との連携を一層推進し、その活用を強化する。

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

登下校時における防犯対策については、子供を極力1人にしないという観点から、安全な登下校方を策定し実施することが重要であり、例えば「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除くためには、様々な方策を組み合わせて対応する必要がある。

また、小学校低学年の子供に多くの役割を期待することは現実的ではないものの、子供自身にも、発達の段階に応じて、危険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を行うことは不可欠である。

さらに、こうした能力を身に付けた子供が社会人となり、社会全体の防犯意識の向上や安全で安心な地域社会づくりに寄与することも期待される。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 防犯教育の充実

- ① 防犯の専門家の知見等も活用しつつ、例えば、地域安全マップ作りや防犯教室等を通じ、子供に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育を推進する。

その際、上記4. (3)の「子供110番の家」への駆け込み訓練や「子供110番の家」の実施主体との顔の見える関係の構築等により、実践的な防犯教育と地域における防犯意識の向上の両面から、「子供110番の家」の活用を推進する。

また、学校と警察が連携し、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇やロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について、子供が考えながら参加・体験できる防犯教室を引き続き開催する。

- ② 防犯教育の担い手である教職員の研修を充実させ、指導力・安全対応能力を向上させるとともに、見守り活動を行うスクールガード等に対し、最新の知見の伝達や意識啓発を行うこと等により、質の向上を図る。
- ③ 保護者が、直接的な見守り活動への参加が困難な場合であっても、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子供110番の家」の所在地等を子供と確認すること、子供が把握した不審者情報等を聞き出すこと等、家庭においてこそ効果的に果たせる役割を踏まえた防犯の取組を推進する。

(2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

政府において、防犯ブザー等の活用、集団登下校・スクールバス等による安全な登下校方策の実施、ICタグを活用した登下校管理を始めとするICTを活用した防犯対策等、全国の様々な好事例について、実施に当たったの留意点等と併せて、上記1. (2)の「登下校防犯ポータルサイト」等を通じて周知することにより、地域・学校の実情に応じた、より効果的な安全確保の取組を推進する。

6. 今後の検証

上記1. で述べたとおり、登下校時における防犯対策の推進に当たっては、警察・学校・自治体の3者が、地域住民等と連携することが不可欠である。

この考え方に基つき、本プランに掲げる各施策については、警察庁・文部科学省が中心となり、関係省庁（国土交通省・厚生労働省・内閣府・総務省）の協力を得て推進し、その実施状況の検証を確実に行う。

具体的には、警察庁は都道府県警察が担う施策について、文部科学省は教育委員会・学校が担う施策について、国土交通省は都道府県・市区町村の防犯まちづくり担当部局が担う施策について、厚生労働省は放課後児童クラブ担当部局が担う施策について、それぞれ対応するとともに、特に警察庁は、従前から防犯対策全般を担ってきた立場を踏まえ、全体の取りまとめも行う。

上記1. から5. の5つの柱について、それぞれの取りまとめ省庁は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 地域における連携の強化： | 警察庁・文部科学省 |
| 2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善： | 文部科学省 |
| 3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応： | 警察庁 |
| 4. 多様な担い手による見守りの活性化： | 警察庁 |
| 5. 子供の危険回避に関する対策の促進： | 文部科学省 |

児童生徒等の熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること、児童生徒等へ事故防止に関して指導すること等が重要であり、こうした点も含め各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知します。

7 教 参 学 第 1 2 号
 令 和 7 年 5 月 8 日

保 体 第 80 号
 学 振 第 82 号
 令 和 7 年 5 月 9 日

市町村教育委員会教育長
 市町村立学校(園)長
 県立学校長
 私立学校長
 教育事務所長

殿

富山県教育委員会保健体育課課長
 富山県経営管理部学術振興課長

学校教育活動等における熱中症事故の防止について (依頼)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長等から別添のとおり依頼がありましたので、周知いただきますようお願いいたします。
 今年の夏は全国的に気温が高くと予想されており、改めて熱中症事故の防止について適切に対処いただきますようお願いいたします。

各道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
 各都道府県私立大学学長
 各附属学校を置く各国民間私立学校法人担当課
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
 各文部科学大臣轄専修学校法人担当課
 各都道府県教育委員会立大学学長担当課
 専修学校を置く各国民間立大学学長担当課
 厚生労働省医政局医療保健支援助課
 厚生労働省社会・援護局健康福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
 中 國 和 真
 文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 教 育 課 程 課 長
 武 藤 久 慶
 ス ポ ー ツ 庁 政 策 課 長
 ス ポ ー ツ 庁 地 域 ス ぽ ー ツ 課 長
 大 川 晃 平

学校教育活動等における熱中症事故の防止について (依頼)

日頃より学校教育活動等における事故防止に御尽力いただき御礼申し上げます。
 さて、令和6年度の夏の気温は、気象庁による1946年の統計開始以降、西日本と沖縄・奄美で歴代1位(東日本は1位タイ)(参考1)となり、日本国内での熱中症による救急搬送人員(全年齢)は97,578人(参考2)となりました。また、こうした状況において、学校の管理下や登下校中における熱中症は2,960件(参考3)が確認されています。

今年の夏は全国的に気温が高い(参考4)と予想されており、学校において健康被害を防ぐため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない(25~30℃)時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度): Wet Bulb Globe Temperature)に基づいて活動実施を判断すること、その他、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

こうした点を含め、下記のとおり各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知します。熱中症事故の防止について引き続き働き適切に対応いただきますようお願いいたします。熱中症対策に関連して、児童生徒等が水筒を持ち歩く際の事故に関する注意喚起資料(消費者庁作成)(別添1)をお送りしますので、併せて御確認願います。
 また、本通知には「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和6年4月追補版)」を添付していますが、この中には各学校における熱中症事故対策のポイントを整理・確認することに役立つチェックリスト(別添2)を取録していますので、効果的に活用いただきますようお願いいたします。

なお、熱中症事故の防止について、学校等において理解を深めるための研修会等を実施する際、医学的な見地について、学校の設置者から各地の医師会に対して協

担当 保健体育課 食育安全係 大塚
 TEL 076-444-3445
 学術振興課 学術振興係 松浦
 TEL 076-444-3159

力依頼があった場合には積極的に対応いただけたら、文部科学省から公益社団法人日本医師会へ依頼していることを申し上げます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管理課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各都道府県公立学校主管理課におかれては、所轄の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管理課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、学校における働き方改革の観点から、別添2のチェックリストを効果的に周知・活用いただくなど、実践において必要に応じて適切に対応いただけたら幸いです。

記

1. 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるような備えをとることも、ためらうことなく一次救命処置（AEDの使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動中やその前後の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建築物の断熱・気密性の向上、必要な換気を組み合わせたことが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 列居等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということをも十分理解し、置き去り防止について万全を期すること。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 体温日明け等の子供たちの体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れないう時期は熱中症のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教習課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 熱中症対策には、暑熱順化（暑さに徐々に慣れるまでの順化期間を設ける等、適時から、気温が高くなるよう開始したら、暑さに徐々に慣らす）も有効であることに取り入れること。（暑熱順化を含むスポーツ活動における熱中症事故のポイントについては別添3を参照）
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。（暑さ指数に応じた活動実施の目安の例は別添4を参照）
- ・ 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応につ

- ・ いて、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。
- ・ 児童生徒等へのマスクの着用に当たっては、熱中症事故の防止に留意すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断における危険管理マニュアル等において具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。（別添4）

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日17時及び当日5時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が33を超える場合）に発せられる）や熱中症特別警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日14時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が35を超える場合）に発せられる）の発せ状況等も確認することができます。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発せの有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であることに十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に、この手引きの追補版を令和6年4月に共同で作成しています。これらの資料の詳細は後述（5.）します。

また、スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成しています。これらの資料を活用するなどし、各種活動の実施等に関して適切に判断いただくようお願いいたします。

なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。以下のような点をはじめとして、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いいたします。

- ・ 暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときはその前後も含めて適切に水分・塩分を補給し休憩をとること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分・塩分補給や休憩の声掛け等を行うこと
- ・ 児童生徒等の腰部に水筒がある状態で転倒した場合、内臓を損傷する等重症な事故が発生するリスクがあること等を踏まえ、①水筒はなるべくカバン等に入れて腰部に抱えないようにすること、②水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと

【参考サイト】

- 文部科学省・スポーツ庁
・熱中症・水難事故防止関連情報
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.htm>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_al_1.pdf#page=24
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=99>
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集
https://www.mext.go.jp/h_menu/shingi/ohousa/shisei/04/toushin/1421986_00001.htm
- ・スポーツにおける熱中症 対策と予防編(室伏長官による熱中症対策の解説動画)
https://www.youtube.com/watch?v=21_8TSuteY0
- ・スポーツにおける熱中症 対策と対処法編(室伏長官による熱中症対処法の解説動画)
<https://www.youtube.com/watch?v=c8lVgLjC22k>
- 環境省
・熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル2022」(令和4年3月改訂)
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
・熱中症の予防(学校等での事故防止対策集)
https://www.jnsport.go.jp/anzen/anzen_school/housi_kenkyu/tabid/237/Default.aspx#heat
- 公益財団法人日本スポーツ協会
・熱中症を防ごう
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

【担当】

文部科学省総合政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-6734-2966

と、③活動の際には水筒を置くようにすること。(詳細は別添1のとおり)
・運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたいうえでその後の活動(登下校を含む)を行うこと
・体調不良等により下校やその他の活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いいたします。

4. 休業日等の取扱いについて

休業日等については、別添5の関連規定を踏まえ、次の(1)及び(2)を参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

(1) 各設置者及び学校等におかれは、気象状況等や学校施設(普通教室、特別教室、体育館等)における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。
その際、別添5の関連規定等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条に規定する「非常災害その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

5. 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和16年4月追補版)について
環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、令和3年5月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(以下、「手引き」という。)」を作成しました。

昨年4月には、当初版の手引きを作成してから約3年が経過し、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、その内容を一部追補する資料(令和6年4月追補版)を取りまとめました。

追補版は、気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行による制度の概要や最近の事故事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、各学校等における熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一望できるチェックリストを収録しています。(別添2)

各学校設置者におかれは、本追補版の内容や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において熱中症対策の推進が図られるよう、よろしくお取り計、らいいただきますようお願いいたします。

【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

こども安全メール from 消費者庁

「Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意!」(2023年8月25日配信)



殊暑が厳しく、まだまだ水分補給が欠かせない時期が続いています。出掛ける際、こどもが水筒を持ち歩く機会も多いと思いますが、転倒した際に首や肩に掛けていた水筒がお渡りに当たり、内臓を損傷する等といった思わぬ事故が発生しています。

消費者庁・国民生活センターには、水筒を持ち歩くことでの転倒事故についての情報や、医療機関(※1)から寄せられています。

- ・「水筒(1リットルの容量)を斜め掛けにして歩いていたら坂道で転倒し、地面と水筒に挟まれる形で腹部を強打した。胸損傷のため集中治療室に入院し、保存加療で10日後に退院した。」J(9歳)(※1)
- ・「通学中に友人と追いつけつことをしていたところ転倒し、斜め掛けしていた水筒が腹部の右側に当たった。痛みと嘔吐があり救急搬送され、小腸破裂、肝索性臓臓炎のため緊急手術の上、集中治療室に入院した。」J(10歳)(※1)
- ・「登校中、走っていたところ硬い土の場所ですすいて転倒した。その際、首から掛けていた水筒が、地面とお渡の間に挟まり、腹部を強打した。内臓損傷により、解離50%程度及び脾臓を摘出した。」J(7歳)(※2)

こどもは転倒しやすい、転倒した際に反動的に手をつくといった動作が取りにくい等の特徴があります。また、こどもは腹部臓器の占める割合が大きい、お腹周りの筋肉が強い等の理由から、腹部に外から力が加わった場合に内臓損傷が起こりやすいとされています(※2)。

よって、水筒を首や肩から掛けていると、転倒した際、上記事例のように水筒が腹部に当たる可能性があるため危険です。

このほか、水筒のひもが首や腕に絡まったり、遊具等に引っかかりたりすることにも注意が必要です。

こどもに水筒を持ち歩かせるときは、以下のポイントに注意しましょう。

- ・水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう
- ・水筒を首や肩に掛けているときに走らないようにしましょう
- ・遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう

熱中症予防に役立つ水分補給の道具に思わぬ危険が潜んでいます。転んだときの危険性について日頃からこどもに教えておくことが大切です。

- ※1: 消費者庁は(独)国民生活センターと共同で、平成22年12月より、医療機関(令和5年8月現在で32機関が参画)から事故情報の提供を受けています(医療機関ネットワーク事業)。
- ※2: (公社)日本小児科学会 Injury Alert(傷害速報) [No.059 水筒による体外傷] (PDF)

(過去の関連メール) Vol.626 早めの熱中症予防! 症状が現れたら速やかな処置を!
(消費者庁提供資料)

学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(追補版)に収録する
チェックリスト

(1) 日頃の環境整備等

<input type="checkbox"/>	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る(必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり)
<input type="checkbox"/>	熱中症事故防止に関する研修等を実施する(熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係る全ての者が共通認識を持つことが重要)
<input type="checkbox"/>	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱限化(体を暑さに徐々に慣らす)を取り入れた無理のない活動計画とする
<input type="checkbox"/>	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時(疑いを含む)に速やかに対処できる体制を整備する(重症の症状(意識障害やその疑い)があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる)
<input type="checkbox"/>	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
<input type="checkbox"/>	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒等とも共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
<input type="checkbox"/>	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
<input type="checkbox"/>	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
<input type="checkbox"/>	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する(安全装置はあくまで補完的なものであることに注意)

暑さ指数に応じた活動の目安の例

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	日中生活における注意事項	熱中症予防運動指針
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	長時間においては危険状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、深い室内に移動する。	運動は原則中止 特別の理由以外には運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	外出時は必ず水分を補給し、室内では湿度の上昇に注意する。	運動制限(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分を十分に補給を行う。暑さに弱い人は運動を短時間または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする場合は定期的に五分に休養を取り入れる。	制限(継続的に休養) 熱中症の危険が懸念ので、積極的に休養をとり、毎日水分を十分に補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休養をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(継続的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性もある。熱中症の発症に注意するとともに、運動の発症に継続的に水分・塩分を補給する。

(「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和3年5月)」より)
※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

関連規定

○学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)
(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(次項において「体験的学習活動等休業日」という。)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。

2. 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。)が必要と認める場合は、この限りでない。

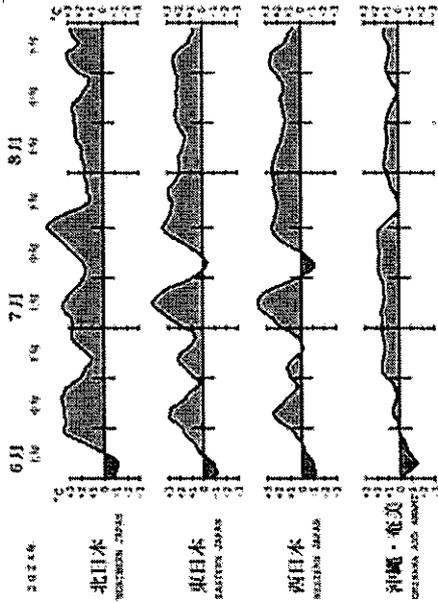
- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。
第六十三条 非常震災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長)に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

参考 1

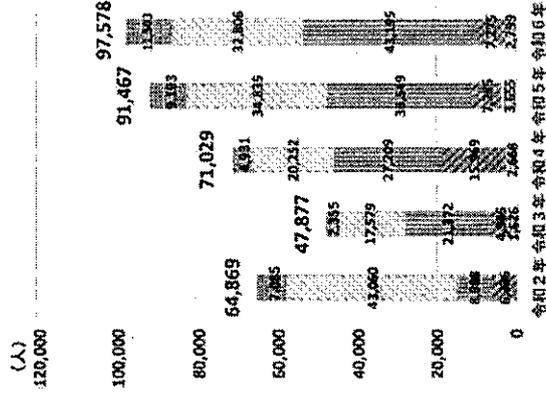
気象庁資料
令和6年夏(6~8月)の気温の特徴
※地域平均気温年差の推移(5日移動平均)



全国的に気温の高い日が多かった。
特に、夏(6~8月)の平均気温は夏として西日本と沖縄・青森では1位、東日本では1位タイの高温となった。
(令和7年3月12日 令和6年度第1回熱中症対策推進会議幹事会資料を基に作成)

参考 2

消防庁資料
熱中症による救急搬送人員の推移



5月 6月 7月 8月 9月
※令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、調査を6月から開始

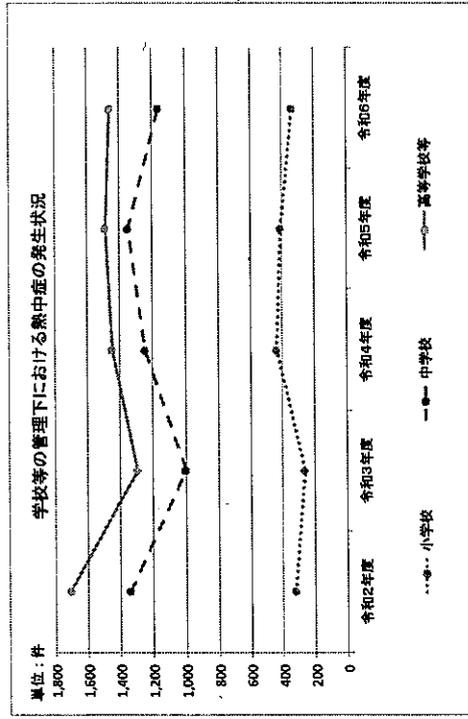
(令和7年3月12日 令和6年度第1回熱中症対策推進会議幹事会資料より抜粋)

参考3

学校等の管理下における熱中症の発生状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	324	264	436	408	339
中学校	1,338	996	1,248	1,343	1,161
高等学校等	1,709	1,289	1,444	1,489	1,460
計	3,371	2,549	3,128	3,240	2,960

※上記は、学校等の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和6年度は速報値)
(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)



参考4

気象庁
令和7年「曝候期予報」夏の天候(6~8月)の見通し

		平均気温 夏(6月~8月)
北日本	日本海側	低10並30 高60% 高い見込み
	太平洋側	
東日本	日本海側	低10並20 高70% 高い見込み
	太平洋側	
西日本	日本海側	低10並30 高60% 高い見込み
	太平洋側	
沖縄・奄美		低10並40 高50% 高い見込み

(気象庁ウェブサイトより抜粋)

県立学校におけるクマへの対応について

令和8年3月 富山県教育委員会

1 クマが出没した際の緊急対応について

- ①学校付近(通学路を含む)に出没
 ②学校からは離れているが、人的被害が発生し、河川等クマの移動想定ルートでつながっている。

登 下 校 時	<input type="checkbox"/> 職員間の情報共有と対応の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時刻の変更や臨時休業措置の判断 <input type="checkbox"/> 警察に連絡 <input type="checkbox"/> 通学時の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察へのパトロール依頼 ・ 職員による車での巡回 <input type="checkbox"/> 保護者及び児童生徒への連絡(緊急メールで連絡) <ul style="list-style-type: none"> ・ 出没情報の正確な伝達(目撃した場所やクマの大きさ、頭数等) ・ 状況に応じて、保護者送迎、自宅待機等の対応について指示 ・ 登下校時の具体的な注意事項の指示
在 校 時	<input type="checkbox"/> 職員間の情報共有と対応の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業時間の短縮や部活動等放課後活動の切り上げ <input type="checkbox"/> 児童生徒の安全確保と安全指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の所在確認 ・ 屋内への避難 ・ 校舎一階の施錠(状況に応じて窓の施錠も) ・ 屋外での活動の制限(体育、休み時間、部活動) ・ 在校時及び下校時の注意事項を指導 <input type="checkbox"/> 警察に連絡 <input type="checkbox"/> 通学時の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察へのパトロール依頼 ・ 職員による車での巡回 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(緊急メールで連絡) <ul style="list-style-type: none"> ※登下校時と同様の対応
継 続 対 応	<input type="checkbox"/> 職員間の情報共有と対応の協議 <input type="checkbox"/> 保護者及び生徒への連絡(緊急メールで連絡) <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新情報の更新 ・ 翌日の登校について ・ 休日等屋外での過ごし方の指導 <input type="checkbox"/> 学校での環境整備と誘因物除去(ゴミ管理、校内外の点検、草刈り等) <input type="checkbox"/> 不安を訴える児童生徒の確認と心のケア依頼 ※安全が確保されるまで上記の対応を継続する。

- ③郊外での活動場所に出没した場合
 ・ 該当場所での活動は原則中止。人命を最優先に考慮して判断する。

2 ツキノワグマによる人身被害防止について

クマと出会わないために

- ・クマに自分の存在を知らせる。
- ・クマは嗅覚や聴覚が人間より優れているので、ラジオや鈴などで音を出して行動する。
- ・クマは明るい場所を避けるので、できるだけ見通しのよい明るい場所で行動する。
- ・クマの糞や足あと等を見つけたら注意して引き返す。
- ・早朝や夕方の外出には注意が必要。この時間帯は、単独での行動は避ける。
- ・クマの痕跡のあったところで行動しない。

クマに出会ってしまったら

- ・とにかく落ち着く。
- ・クマまで距離があるようなら、そっと立ち去る。
- ・クマが興奮するので、急に大声を出したり、物を投げたりしない。
- ・クマから目を離さずにできるだけゆっくりと後ずさりする。持ち物（防止や衣類等）を静かに地面に置いて、クマの注意をそらす。
- ・クマは「逃げるものを追う」習性があるので、走って逃げない。
- ・クマが襲ってきた場合は、地面にうつぶせになって、手を首の後ろで組む。（身を守る姿勢をとり、顔と首とおなかを守る）
- ・子グマに出会ったら、そっと立ち去る。見えなくても、近くに親グマがいる。

気を付けること

- ・自転車用のヘルメットをかぶる。（頭を守る）
- ・リュックサックを背負う。（背中を守る）
- ・通学では、一人にならない。友達どうして固まる。（クマが警戒する）
- ・登下校時に音の出るものを携行する。（クマ鈴、自転車のベル等）
- ・大声で叫ばない。（クマが興奮する）
- ・石や棒を投げつけない。（クマが興奮する）

3 各学校での取組事例

平時の対応例

- 校地内にクマを近づけないための対策をしておく。
 - ・ 児童生徒玄関等の出入り口は施錠
 - ・ 街灯の増設
 - ・ 生ごみを適切に処理したり、環境整備を行ったりして、クマが侵入しにくい環境を作る。
 - ・ 自動ドアの電源を切る。
 - ・ 校舎1階窓は施錠する。
 - ・ 外での活動ではクマ鈴を持つ。
 - ・ 玄関のガラス戸の低い位置に段ボールを貼る。

- 保護者や地域、関係機関等とクマ出没時の対応を協議しておく。
 - ・ 保護者への情報提供と注意喚起
 - ・ 登下校時の対応・・・保護者による付き添いや見守り、送迎等の依頼
 - ・ 複数の教員による登下校時の付き添い
 - ・ 車でのパトロール
 - ・ 屋外活動には、クマ鈴やクマよけスプレー、ヘルメットを持っていく。
 - ・ 複数での下校、クマ鈴や音楽等の音を出して歩く。
 - ・ 熊の生態について、児童生徒に指導したり、近隣に生息する生き物の糞等を掲示したりする。

<参考資料>

○富山県／ツキノワグマによる人身被害防止について (自然保護課)

○クマ類の出没対応マニュアル -改定版- (環境省)
Ⅲクマ類に遭遇した際にとるべき行動 Ⅳクマ類の生態と現状 (P72～78 参照)
manual_full.pdf

○豊かな森の生活者 クマと共存するために (環境省自然環境局)
docs5-kuma.pdf

○県立学校における熊への対応について (宮城県教育委員会)

令和7年度学校安全取組状況調査 (R8.3)

学校名		小学校		中学校 (こまどり含む)		義務教育 学校		県立高校		特別支援		私立学校 (小・中・高)	
学校数		169		74		4		39		13		12	
1	学校安全計画の策定	169	100.0%	74	100.0%	4	100.0%	39	100.0%	13	100.0%	12	100.0%
2-1	学校安全計画の内容について① 年間を見通した一覧の作成	160	94.7%	72	97.3%	4	100.0%	32	82.1%	12	92.3%	9	75.0%
2-2	学校安全計画の内容について② 安全点検について盛り込んでいる	169	100.0%	74	100.0%	4	100.0%	39	100.0%	13	100.0%	12	100.0%
2-3	学校安全計画の内容について③ 安全に関する指導を盛り込んでいる	169	100.0%	74	100.0%	4	100.0%	34	87.2%	12	92.3%	10	83.3%
2-4	学校安全計画の内容について④ 職員の研修に関する事項を盛り込んでいる	147	87.0%	68	91.9%	4	100.0%	23	59.0%	13	100.0%	10	83.3%
職員の 研修	(1) 防犯に関する研修	136	80.5%	51	68.9%	4	100.0%	10	25.6%	13	100.0%	10	83.3%
	(2) 防災に関する研修	131	77.5%	60	81.1%	4	100.0%	22	56.4%	12	92.3%	9	75.0%
	(3) 熱中症に関する研修	95	56.2%	54	73.0%	4	100.0%	11	28.2%	4	30.8%	8	66.7%
	(4) 交通安全に関する研修	109	64.5%	48	64.9%	3	75.0%	9	23.1%	5	38.5%	7	58.3%
	(5) インターネットの適切な利用・犯罪に関する研修 (SNSも含む)							7	17.9%	4	30.8%	10	83.3%
	(6) 性犯罪・性暴力防止のための教育に関する研修							1	2.6%	0	0.0%	2	16.7%
	(7) いずれも盛り込んでいない	22	13.0%	7	9.5%	0	0.0%	16	41.0%	0	0.0%	2	16.7%
3	学校安全計画の見直し	169	100.0%	73	98.6%	4	100.0%	39	100.0%	13	100.0%	12	100.0%
4	安全点検について 学期に1回以上実施している (3学期は見込)	169	100.0%	74	100.0%	4	100.0%	39	100.0%	13	100.0%	11	91.7%
各種危機 管理マ ニュアルの 作成	(1) 防犯 (不審者対応)	168	99.4%	72	97.3%	4	100.0%	37	94.9%	13	100.0%	12	100.0%
	(2) 火災	161	95.3%	71	95.9%	4	100.0%	39	100.0%	13	100.0%	12	100.0%
	(3) 地震	166	98.2%	72	97.3%	4	100.0%	37	94.9%	13	100.0%	12	100.0%
	(4) 津波	113	66.9%	35	47.3%	1	25.0%	12	30.8%	4	30.8%	3	25.0%
	(5) 洪水	103	60.9%	33	44.6%	3	75.0%	12	30.8%	5	38.5%	4	33.3%
	(6) 土砂災害	51	30.2%	11	14.9%	2	50.0%	6	15.4%	4	30.8%	1	8.3%
	(7) 原子力被害	23	13.6%	12	16.2%	1	25.0%	2	5.1%	0	0.0%	0	0.0%
	(8) 弾道ミサイルに対して	103	60.9%	36	48.6%	4	100.0%	23	59.0%	8	61.5%	4	33.3%
	(9) 避難所設営マニュアル	134	79.3%	42	56.8%	3	75.0%	20	51.3%	4	30.8%	1	8.3%
	(10) 野生動物被害 (クマ等)	89	52.7%	36	48.6%	4	100.0%	10	25.6%	6	46.2%	1	8.3%
	(11) 熱中症	112	66.3%	54	73.0%	4	100.0%	30	76.9%	10	76.9%	8	66.7%
6	各種危機管理マニュアルの周知	166	98.2%	72	97.3%	4	100.0%	37	94.9%	13	100.0%	11	91.7%
7	各種危機管理マニュアルの見直し	169	100.0%	74	100.0%	4	100.0%	39	100.0%	13	100.0%	12	100.0%
児童生徒 に対する 避難誘 導訓練 等の実 施	(1) 防犯避難誘導訓練	163	96.4%	38	51.4%	4	100.0%	7	17.9%	8	61.5%	4	33.3%
	(2) 防犯教室 (終業式時の生徒指導主事からの注意喚起も含む)	167	98.8%	66	89.2%	3	75.0%	36	92.3%	12	92.3%	10	83.3%
	(3) 火災避難誘導訓練	168	99.4%	74	100.0%	4	100.0%	39	100.0%	13	100.0%	12	100.0%
	(4) 地震避難誘導訓練	168	99.4%	71	95.9%	4	100.0%	38	97.4%	13	100.0%	12	100.0%
	(5) 津波避難誘導訓練	88	52.1%	27	36.5%	1	25.0%	8	20.5%	3	23.1%	1	8.3%
	(6) 洪水避難誘導訓練	60	35.5%	6	8.1%	1	25.0%	2	5.1%	6	46.2%	1	8.3%
	(7) 土砂災害避難誘導訓練	18	10.7%	1	1.4%	0	0.0%	3	7.7%	3	23.1%	0	0.0%
	(8) 原子力防災訓練	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	(9) 弾道ミサイルに対しての避難誘導訓練	13	7.7%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%
	(10) 交通安全教室	166	98.2%	61	82.4%	4	100.0%	31	79.5%	10	76.9%	10	83.3%
	(11) AED講習会 (クラス単位の教科指導も含む)	31	18.3%	53	71.6%	4	100.0%	31	79.5%	5	38.5%	10	83.3%
不審者 侵入防 止対策	(1) 防犯カメラ	165	97.6%	70	94.6%	4	100.0%	37	94.9%	13	100.0%	12	100.0%
	(2) 玄関のインターフォン	169	100.0%	73	98.6%	3	75.0%	23	59.0%	10	76.9%	4	33.3%
	(3) 児童生徒玄関の施錠管理	164	97.0%	70	94.6%	4	100.0%	7	17.9%	9	69.2%	5	41.7%
	(4) 校門から校舎入り口までの通行場所の指定や誘導等	62	36.7%	27	36.5%	0	0.0%	10	25.6%	11	84.6%	3	25.0%
	(5) 来訪者確認や名札の配付等	158	93.5%	64	86.5%	4	100.0%	38	97.4%	13	100.0%	10	83.3%
	(6) 校内緊急通話システム (内線電話や無線、職員用端末を含む)	150	88.8%	46	62.2%	3	75.0%	23	59.0%	13	100.0%	7	58.3%
	(7) 児童生徒玄関での登下校時の教職員による見守り	153	90.5%	63	85.1%	3	75.0%	11	28.2%	11	84.6%	8	66.7%
	(8) 校内巡視	166	98.2%	62	83.8%	4	100.0%	24	61.5%	10	76.9%	11	91.7%
	(9) さすまた	168	99.4%	71	95.9%	4	100.0%	36	92.3%	13	100.0%	9	75.0%
	(10) 笛	54	32.0%	1	1.4%	1	25.0%	5	12.8%	3	23.1%	2	16.7%
	(11) 催涙スプレー	84	49.7%	36	48.6%	1	25.0%	7	17.9%	6	46.2%	0	0.0%
	(12) ネットランチャー	11	6.5%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%
10 熱中 症対 策	(1) 熱中症対策としての暑さ指数測定記録している							2	5.1%	3	23.1%	5	41.7%
	(2) 暑さ指数を計測している							24	61.5%	8	61.5%	6	50.0%
	(3) 暑さ指数を計測していない							13	33.3%	2	15.4%	1	8.3%
10(12)	防災士の資格をもった教員	9	5.3%	3	4.1%	0	0.0%	5	12.8%	1	7.7%	2	16.7%
11-1	安全教育について (ヘルメット着用)	168	99.4%	71	95.9%	4	100.0%	36	92.3%	10	76.9%	10	83.3%